

# 島根県 中山間地域活性化計画

平成24年度(2012)－平成27年度(2015)

にぎわい  
(nigiwai)

にぎわい  
生きがい

生きがい  
(ikigai)

なりわい

4つのai  
||  
愛

助けあい

なりわい  
(nariwai)

のある  
中山間地域の  
創出

助けあい  
(tasukeai)

平成24年3月

 島根県

# 「にぎわい」「生きがい」「なりわい」「助けあい」のある 中山間地域の創出を目指して

中山間地域は森林による地球温暖化の防止、水や食料の供給、水力や木質バイオマスによるエネルギーの供給など、私たちの暮らしにとって重要な様々な役割を担っています。

また、豊かな自然や昔からの伝統・文化を今に受け継ぎ、農林業を営みながら今も人々が暮らす生活の場でもあります。

中山間地域のこのような役割は、島根のみならず日本全体にとっても重要なものであり、これからも維持していかなければなりません。そして、このためにはこれからも中山間地域に人々が住み続けていただくことが必要です。

しかしながら、県内の中山間地域においては、過疎化や高齢化の進行による小規模高齢化集落の増加、地域を支える担い手の不足、買い物や地域交通サービスの低下などが進んでいます。

中山間地域のこうした状況を踏まえ、様々な課題に対応し、中山間地域の維持・活性化を図るため、新たな「島根県中山間地域活性化計画」を策定いたしました。

今回の計画では、産業の振興や生活サービスの維持確保など中山間地域の課題に引き続き取り組むとともに、特に、少子高齢化の進行により小さな集落単位では地域の運営や維持管理が困難になりつつある状況を踏まえ、公民館等のより広い範囲で地域を支えていく新たな地域運営の仕組みの普及を進めてまいります。

そして、都市との交流により子供や若者の声が聞こえるような「にぎわい」があり、人々が地域活動に参加して「生きがい」を感じながら暮らし、地域の資源を活かした「なりわい」が生まれ、住民がお互いに「助けあい」ながら地域を支えていくような中山間地域の創出を目指し、関係部局の一層の連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

平成24年3月

島根県知事 溝口 善兵衛



# 目次

---

<b>第1章</b>	<b>計画の策定に当たって</b>	
1	中山間地域の存在意義	1
2	計画の趣旨	2
3	計画の性格	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象地域	4

---

<b>第2章</b>	<b>中山間地域の現状と対策の方向性</b>	
1	これまでの中山間地域対策	5
2	中山間地域の現状	10
3	中山間地域の方向性	15

---

<b>第3章</b>	<b>計画の推進体制</b>	
1	総力を結集した施策の推進	21
2	県の推進体制	23

---

<b>第4章</b>	<b>中山間地域の総合的な施策の展開と 重点施策</b>	
1	総合的な施策の展開	24
2	重点施策の全体像	25
3	重点施策	
	Ⅰ 持続可能な地域社会の仕組みづくり	26
	Ⅱ 地域に活力を生む産業の振興	38
	Ⅲ 日常生活を支える諸機能の維持	50
	Ⅳ 農林地等の地域資源の維持・保全	54
4	成果指標等の設定と成果の公表	58

---

<b>資料</b>		60
-----------	--	----

---

# 計画の策定に 当たって

## 1 中山間地域の存在意義

本県の中山間地域は、県土の大部分を占め、農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場としても重要です。また、森林や農地は土砂流出・崩壊防止、水源かん養などの国土保全機能や環境保全機能、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的かつ重要な機能を担っています。さらに、豊かな自然、歴史・文化・伝統、温かい人間関係が残る地域です。

近年では、ライフステージに応じた多様な生活スタイルを志向する人々が徐々に増加しています。特に都市に住む人々を中心に、中山間地域が持つ豊かな自然や、文化、伝統の良さを認め、二地域居住や田舎暮らしに魅力を感じる人が増えています。中山間地域はこのような人々に対して、癒しの場や新しい生活の場を提供することができます。

また、世界的な人口の増加や気象の変動による不安定な食糧事情、木質バイオマス資源など再生可能エネルギーの確保などの将来的な課題に対し、中山間地域が大きな役割を担うことが期待されています。

さらに、日本全体の人口が自然減となり、少子・高齢化が一層進む我が国において、都市部に先んじてこれらの傾向が顕著に現れた中山間地域は、今後の社会システムのあり方を示す先進的な地域としての役割を果たすことも期待されています。



## 2 計画の趣旨

中山間地域は、前述したように多面的かつ重要な機能や魅力を有しています。

しかしながら、本県の中山間地域においては、若年層を中心に人口が流出し、高齢化が進んだことにより、地域運営の担い手不足が深刻になり、資源管理や地域社会の存続が危ぶまれる状況になりました。

このような状況を克服するため、本県では平成11年に制定された「島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年3月12日 島根県条例第24号）」（以下「条例」という。）に基づき、平成13年に第1期「島根県中山間地域活性化計画（計画期間 平成13-16、期間延長 平成17-19）」、平成20年に第2期「島根県中山間地域活性化計画（計画期間 平成20-23）」を策定しました。

条例制定以降、産業や生活の基盤となる道路や下水道などの整備、地域社会の基礎的な単位である集落の活性化の推進、地域資源を活用した産業振興等の各種施策を実施してきました。

その結果、上記の社会基盤整備が進んだほか、各地域の集落で都市住民との交流や農産物の加工販売などの様々な活動が始まり、地域産業の振興やU I ターン者の定着が進むなど一定の成果を上げてきました。

しかしながら、人口減少や高齢化、地域の担い手不足は依然として進行しており、特に小規模・高齢化した集落では、その存続が危ぶまれる状況になっています。

このような現状を踏まえ、引き続き中山間地域の様々な課題に対応していくとともに、これからも人々が安心して暮らしていける中山間地域、地域に「にぎわいが」あり、そこで暮らす人々が「生きがい」を感じながら暮らしていける中山間地域とするため、新たな「中山間地域活性化計画」を策定することとしました。

## 3 計画の性格

- 1 この計画は、島根県中山間地域活性化基本条例第4条に基づき策定する計画です。
- 2 この計画は、平成8年に策定した「島根県中山間地域活性化基本構想」の理念を継承し、具体的に施策を実施するものです。
- 3 平成20年3月に策定した「島根総合発展計画」の「基本構想編」及び平成24年3月に策定した「実施計画編」は本県の最も基本となる計画です。この基本構想編「第5章地域づくりの方向 3. 中山間地域における方向性」で中山間地域における政策推進の方向を示し、実施計画編に中山間地域活性化のための施策を盛り込んでいることから、この中山間地域活性化計画は総合発展計画を基本としつつ、課題解決に向けて関連施策を具体的に推進するための計画です。
- 4 この計画は、県民の皆様はもとより県外にお住まいの方々にも、中山間地域の存在意義を再認識していただき、地域の活性化に向けて積極的な参加を求めるものです。
- 5 この計画は、市町村や地域住民の皆さんに対して、中山間地域の活性化についての基本的な考え方や方向性を明らかにすることにより、県と連携した積極的な取り組みを行っていただくよう期待するものです。

## 4 計画の期間

**島根総合発展計画(実施計画)の計画期間に合わせて  
平成24(2012)年度から平成27(2015)年度  
までの4年間とします。**

## 5 計画の対象地域

この計画の対象となる地域は、「島根県中山間地域活性化基本条例」第2条に定める次の地域です。

- 1 過疎地域自立促進特別措置法 第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で第2条第1項に規定する過疎地域であった区域
- 2 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 4 これらと同等に条件が不利である地域

## 第2章

# 中山間地域の現状と 対策の方向性

## 1 これまでの中山間地域対策

本県では平成11年に制定された「鳥根県中山間地域活性化基本条例」に基づき、「豊かで住みよい中山間地域」を形成するため、鳥根県中山間地域活性化計画を策定し、継続して中山間地域対策に取り組んできました。

- **第1期計画** 計画期間：平成13～16年度  
施策目標：「誇りの持てる地域づくり」  
「魅力のある雇用の場づくり」  
「住みよい環境づくり」  
「環境・資源の維持保全」  
「中山間地域対策の総合的な推進」  
期間延長：平成17～19年度  
重点テーマ：「地域資源を活用した産業振興」  
「新たなコミュニティの形成」

条例制定後から第1期計画の期間中は、特に地域運営の基本単位である集落の活性化を図るため、**「中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業」** ※集落100万円事業  
**「中山間地域元気な集落づくり事業」** を実施しました。

集落内の話し合いに基づく自主的な集落の維持・活性化に向けた計画策定や取り組みに対する支援を行い、多くの集落で交流事業や地域資源を活用した特産品開発などの取り組みが進みました。

### ◆中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業（平成11～13年度）

○対象集落数 1,374（集落要件：高齢化率35%以上）

○圏域別取り組み状況

圏域	事業対象 集落総数	取り組み 市町村数	策定 集落数	プラン 総数	対象集落 単独	対象集落 共同	非対称 集落共同	策定率
松江	60	6	60	54	50	3	1	100.0
木次	166	9	164	148	119	6	23	98.8
出雲	75	7	75	50	35	3	12	100.0
川本	496	10	494	400	333	27	40	99.6
浜田	249	6	249	156	113	18	25	100.0
益田	278	7	272	205	160	20	25	97.8
隠岐	50	7	50	49	48	1	0	100.0
合計	1,374	52	1,364	1,062	858	78	126	99.3

※分野別取り組み事例

産業興しの取り組み（249プラン）  
健康・福祉的な取り組み（145プラン）

文化振興的な取り組み（450プラン）  
交流をテーマとした取り組み（213プラン）

環境保全的な取り組み（593プラン）

## ◆中山間地域元気な集落づくり事業（平成14～15年度）

○「中山間地域集落活性化基金」設置市町村数

31市町村（基金の総額：840百万円）

※「集落100万円事業」によって行われた様々な取り組みを継続して実現させるための市町村の基金造成の支援。

また、計画の延長期間中（平成17～20年度）には、「地域資源を活用した産業振興」等に取り組む市町村に県職員が駐在し、市町村と協働して課題に取り組む「中山間地域リーディング事業」を実施し、新たな特産品が生まれるなどの成果がみられました。

## ◆中山間地域リーディング事業（平成17～20年度）

○指定地域：益田市匹見町、海士町、美郷町、飯南町、川本町、吉賀町

○事業の成果（詳細は70ページ参照）

市町村名	事業内容
益田市旧匹見町	「匹見わさび」の再興
美郷町	おおち「山くじら」（イノシシ肉）の特産品展開
海士町	隠岐牛のブランド化、CASシステムを活用した産業創出
飯南町	「森林セラピーツアー」の展開
川本町	エゴマの機能性研究と販路拡大
吉賀町	安心、安全な農産物づくりの推進

## ●第2期計画 計画期間：平成20～23年度

重点テーマ：「持続可能な地域社会の仕組みづくり」

「地域に活力を生む産業の振興」

「日常生活を支える諸機能の維持」

「農林地等の地域資源の維持・保全」

第2期計画においては、更なる少子高齢化と人口減少の進行により、個々の集落ごとの地域運営が困難になりつつある状況を踏まえ、集落を越えた範囲での「新たな地域運営の仕組みづくり」のモデル事業として、「中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業」を実施しました。

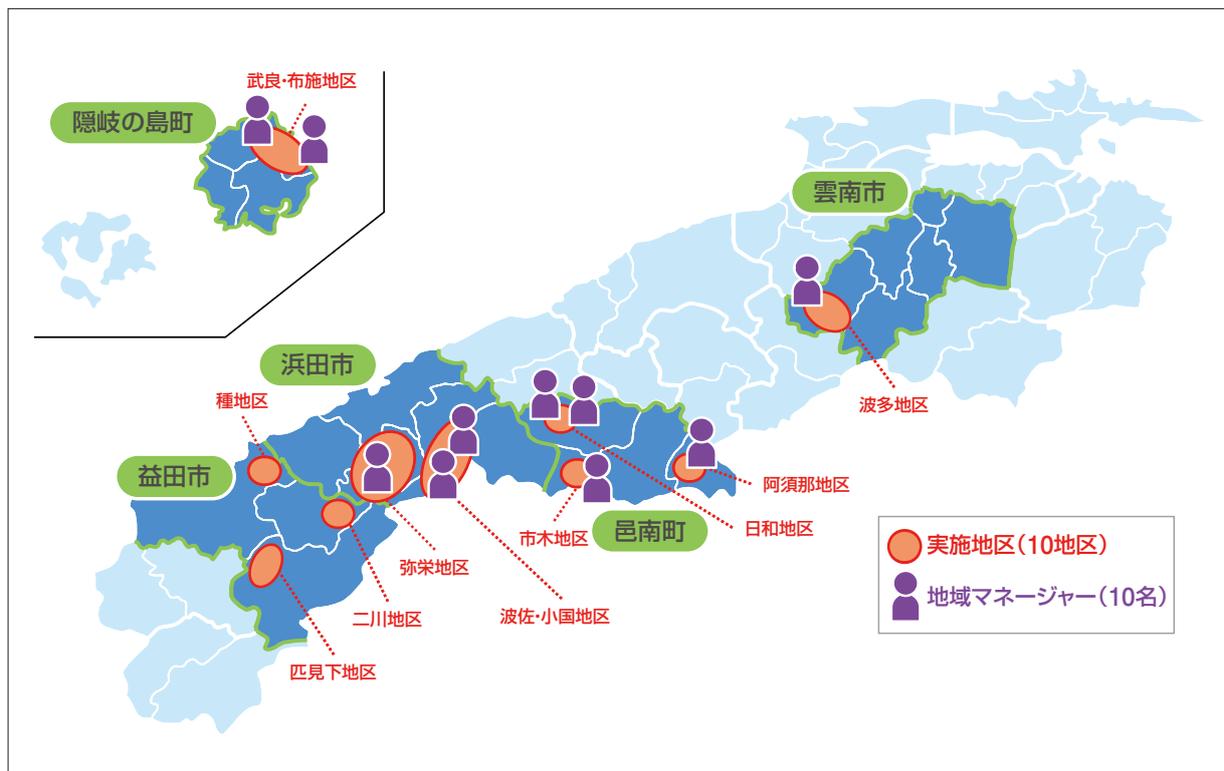
## ◆中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業（平成20～22年度）

○指定市町村：浜田市、益田市、雲南市、邑南町、隠岐の島町

○事業のポイント

- ①集落を超えた公民館等の広い範囲での地域運営
- ②地域の多様な主体（自治会、公民館、福祉団体、営農組織等）が参画し、連携して地域を支えていく仕組みづくり
- ③地域の団体や組織間の「調整役」、「つなぎ役」となる人材（地域マネージャー）の配置

## 中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業実施市町・モデル地区



この事業において、実施市町村の多くは地域運営の範囲を公民館等の範囲に設定しています。本県の公民館は、昭和の合併前の旧町村単位に設置されている場合が多く、地域住民の繋がりや地理的なまとまりがある単位となっています。

各モデル地区では、地域内の話し合いや、地域の団体や組織間の調整が進み、地域交通や地域の安心安全の確保といった地域課題の解決、地域資源を活用した産業の振興などの取り組みが始まりました。

### ○各地区の取り組み

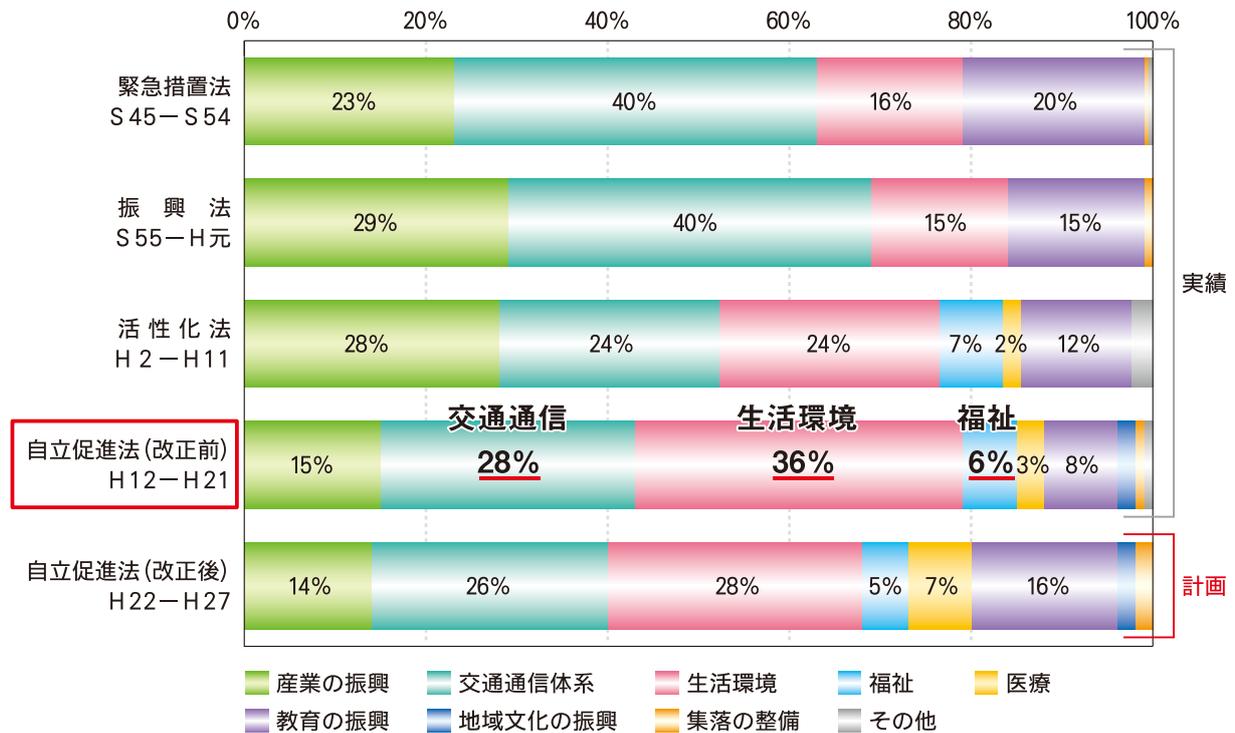
市町村名	地区名	事業の範囲	取り組み内容
浜田市	弥栄	公民館	農産物の地区外販売、県立大学と連携した生活支援
	波佐・小国	公民館	産直市の開設、緊急連絡カード配布
益田市	種	公民館	耕作放棄地の活用、農産加工グループ設立
	二川	公民館	自治会輸送、安心・安全カード配布
	匹見下	公民館	田舎ツーリズムの取り組み、ボランティア制度の活用
雲南市	波多	公民館	地域内送迎システム、日用品の販売
邑南町	日和	公民館	高齢者サロンの設置、都市農村交流
	市木	公民館	竹炭の制作、販売、高齢者のサロン開催
	阿須那	公民館	酒米づくり、地酒を活用した交流、田んぼオーナー制度
隠岐の島町	布施・武良	複数集落の範囲	出身者へのふるさと小包

## 過疎対策事業の実施状況

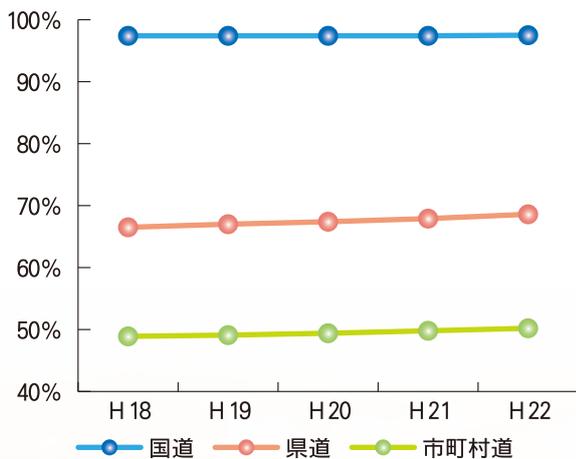
本県の市町村では、これまで主に過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）を活用して道路や産業振興関連施設など社会基盤整備を重点的に行ってきました。

特に第1期計画（H13-19）、第2期計画（H20-23）の期間中には、過疎債を活用して主に情報通信基盤(交通通信関連)、下水道等の生活環境整備、医療・福祉関係の事業が取り組まれました。

### ◆過疎対策事業の実績（計画）の割合

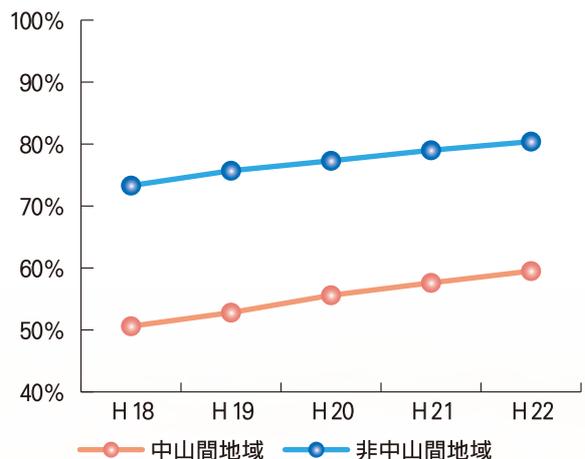


### ◆道路改良率



資料：島根県道路維持課調べ  
中山間地域の集計法：タイプD

### ◆下水道整備率



資料：島根県薬事衛生課及び下水道推進課調べ  
中山間地域の集計法：タイプD

## ◆携帯電話不感地域の状況

	携帯電話不感地域		全人口(B)	(A)÷(B)
	世帯数	人口(A)		
中山間	1,653	4,324	285,731	1.51%
非中山間	38	129	431,666	0.03%
県全体	1,691	4,453	717,397	0.62%

資料：H23.3時点 島根県情報政策課調べ  
中山間地域の集計法：タイプC

## ◆超高速ブロードバンド整備率

全 国	島 根 県	中山間	非中山間
92.7%	88.5%	72.3%	100%

資料：H23.6時点 島根県情報政策課調べ  
中山間地域の集計法：タイプC

## ※統計上の数値の取り扱いについて

「中山間地域の状況」及び「資料編」では、島根県の中山間地域のデータを掲載していますが、市町村合併による統計データの範囲の変更などにより、正確なデータを抽出することができない場合があるため、統計ごとに、以下の集計方法により、「中山間地域」のデータを集計しています。

タイプA 「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づく中山間地域で集計

タイプB 辺地を除く中山間地域で集計

タイプC 平成16年9月30日における市町村（59市町村）のうち、全体が中山間地域であった市町村（46市町村）で集計。

タイプD 平成23年7月31日における市町村（21市町村）のうち、全体が中山間地域であった市町村（15市町村）で集計。

## 2 中山間地域の現状

### 【人口・面積】

- 島根県の面積の86%が中山間地域です。
- 島根県の人口の46%が中山間地域で暮らしています。
- 島根県の森林の約93%、経営耕地面積の約63%が中山間地域にあります。

※平成22年4月1日の過疎地域自立促進特別措置法の延長に伴う過疎地域の区域変更により、旧浜田市の中心部と雲南市の旧加茂町が新たに中山間地域となりました。

### ◆ 島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域（平成23年10月現在）



### ◆ 中山間地域の人口・面積等

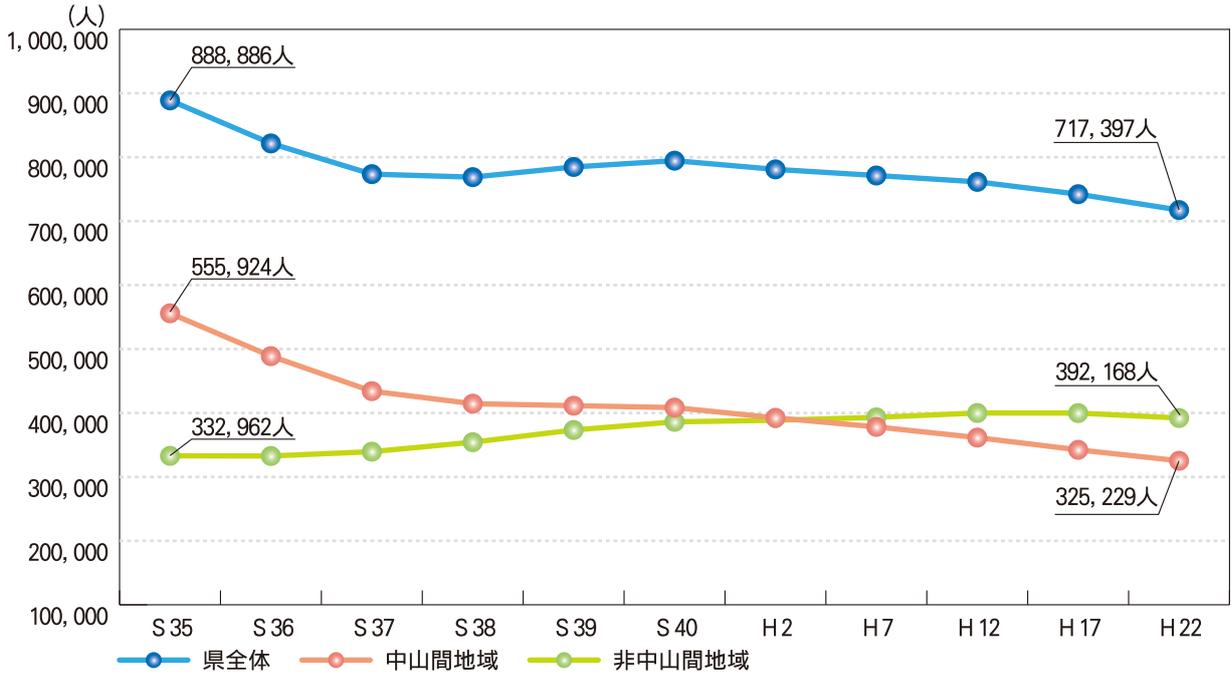
区分	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	高齢者比率 (%)	林野面積 (km <sup>2</sup> )	林野率 (%)	経営耕地面積 (km <sup>2</sup> )
県全体	717,397	6,707.86	107	28.9%	5,260.65	78.43%	258.74
中山間地域 (比率)	325,229 (45.3%)	5,818.97 (86.7%)	56 (-)	34.0%	4,906.05 (93.3%)	84.60% (-)	165.45 (63.9%)
非中山間地域 (比率)	392,168 (54.7%)	888.89 (13.3%)	441 (-)	24.7%	354.60 (6.7%)	39.02% (-)	93.30 (36.1%)

資料：平成22年国勢調査 2010農林業センサスより作成  
中山間地域の集計法：タイプB

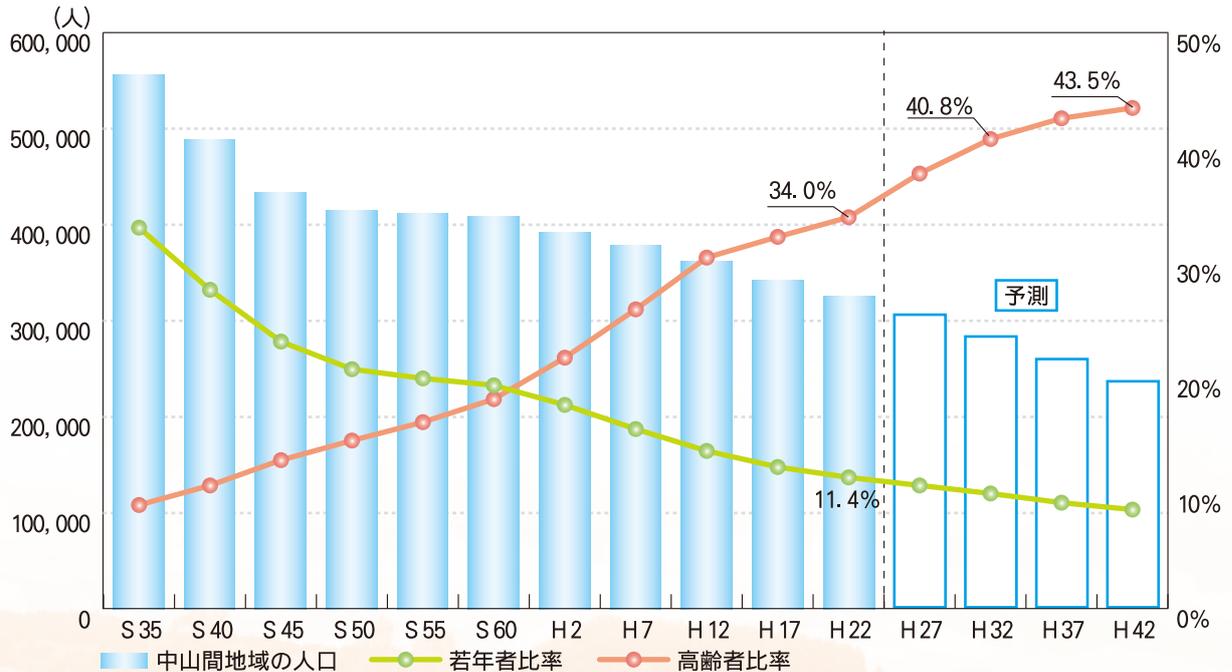
## 【人口の動向】

- 中山間地域の人口は、昭和30年代から減少傾向が続いており、中山間地域の人口減少に伴って県全体の人口も減少しています。
- 高齢者比率の上昇、若年者比率の低下が続いています。
- 人口の減少、高齢者比率の上昇の傾向は、今後も続くことが予想され、平成32年には高齢者比率が40%を超える見込みです。

### ◆ 中山間地域の人口動向



### ◆ 人口・高齢者比率・若年者比率の動向と今後の予測



資料：国勢調査より作成

平成27年以降は平成17年及び22年調査を基にコーホート法により予測

中山間地域の集計法：タイプB

## 【生活サービスの状況】

- 中山間地域の人口減少に伴い、医療、商業など生活に必要なサービスの低下が進んでいます。
- 中山間地域の小売店舗数や事業所数が減少しています。
- 松江圏域、出雲圏域以外は医師数が全国平均を下回っています。

### ◆小売店舗数の推移

(店舗数)

小 売 業	H14	H19
織物・衣服・身の回り品	461	372
呉服・服地・寝具小売業	96	68
靴・履物小売業	36	20
各種食料品小売業	226	226
酒小売業	460	348
医薬品・化粧品小売業	207	195
農耕用品小売業	83	70
燃料小売業	292	252
書籍・文房具小売業	248	202
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器	71	56
時計・眼鏡・光学機械小売業	49	44

資料：商業統計調査より作成  
中山間地域の集計法：タイプD

### ◆事業所数の推移

(事業所数)

業 種 名	H16	H21
金融・保険業	247	234
飲食店・宿泊業	1,420	1,404
教育・学習支援業	297	268

資料：事業所・企業統計調査より作成  
中山間地域の集計法：タイプD

### ◆圏域別医師数の状況

(人口1万人に対する医師数)

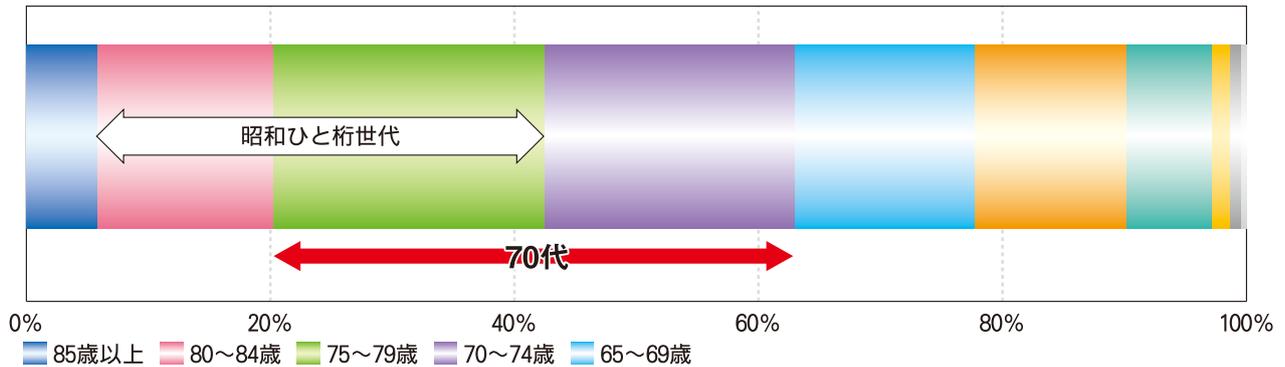
圏 域	H20
松 江 圏 域	24.2人
出 雲 圏 域	42.9人
雲 南 圏 域	<b>12.9人</b>
大 田 圏 域	<b>18.6人</b>
浜 田 圏 域	<b>21.7人</b>
益 田 圏 域	<b>21.3人</b>
隠 岐 圏 域	<b>15.3人</b>
島 根 県	26.4人
全 国	22.5人

※全国平均を下回る値は赤字で表示  
資料：平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査  
中山間地域の集計方法：タイプD

### 【地域の担い手の状況】

- 現在、中山間地域を支えているのは主に70歳代の方々です。特に70歳代後半の方はいわゆる「昭和ひと桁世代」と言われ、これまで農林水産業や集落活動を長く担ってこられた方々です。
- 平成27年には「昭和ひと桁世代」全員が80歳代となり、現役を引退する局面を迎えるため、世代交代が円滑に行われないと地域の活力が急速に失われる恐れがあります。

#### ◆ 基幹的農業従事者の年齢構成



資料：2010農林業センサスより作成  
 中山間地域の集計方法：タイプD  
 ※基幹的農業従事者：主として農業に従事している世帯員

### 【集落の状況】

- 中山間地域では、小規模高齢化集落が年々増加し、集落の人口規模が縮小すると共に、高齢化が一層進んでいます。

#### ◆ 平成16年

※前計画掲載資料

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **67集落 (1.91%)**

高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **401集落 (11.45%)**

90%	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	
80%	7	17	5	1	0	0	0	0	0	0	
70%	6	16	12	5	2	0	0	0	0	0	
60%	12	41	34	21	7	3	2	1	1	4	
50%	7	58	72	64	41	21	20	5	4	13	
40%	7	79	118	140	91	76	30	28	23	50	
30%	15	75	179	203	179	119	99	86	59	213	
20%	10	47	108	125	93	78	59	43	49	186	
10%	4	13	13	12	8	15	10	7	8	60	
0%	26	32	17	9	11	10	8	7	6	35	合計
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	<b>3,503</b>

資料：H16地域政策課調査  
 中山間地域の集計方法：タイプA

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **72集落 (2.16%)**

◆平成22年

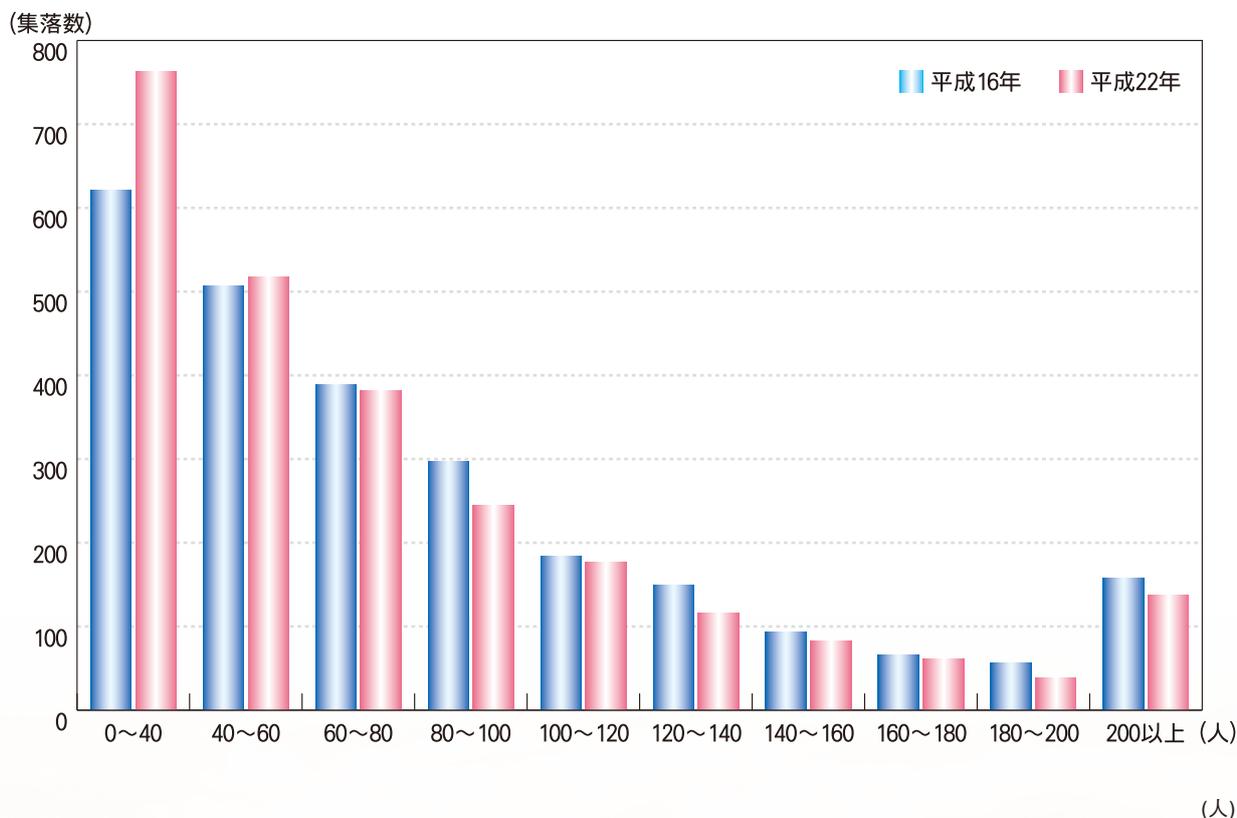
高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **453集落 (13.59%)**

90%	6	12	3	0	0	1	0	0	2	1	
80%	4	18	5	1	0	0	0	0	0	1	
70%	2	30	16	4	1	0	0	0	0	3	
60%	12	31	35	27	14	11	4	2	3	3	
50%	8	51	93	95	42	38	18	11	7	23	
40%	5	65	104	122	110	87	56	46	30	135	
30%	3	57	132	144	123	120	112	68	75	339	
20%	5	34	55	53	47	44	33	31	26	195	
10%	3	11	8	8	7	11	2	7	8	71	
0%	8	16	13	6	13	6	5	3	7	27	合計
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	<b>3,334</b>

資料：H22地域政策課調査  
中山間地域の集計方法：タイプA

◆集落の人口規模の動向

●平成16～17年の市町村合併に伴い、市町村で集落の統合や範囲の見直しなどがあり、単純な比較ができないため、平成16年と平成22年の調査で比較可能な同一集落（2,522集落）を分析しました。その結果、集落の人口減少、高齢化がさらに進んでいます。



2,522集落の比較	H16	H22
集落の平均人口	87.0人	79.1人
集落の高齢化率	32.7%	35.2%
小規模高齢化集落(高齢化率50%かつ世帯数19戸)	280集落	396集落
上記の集落のうち(高齢化率70%、世帯数9戸以下の集落)	42集落	60集落

### 3 中山間地域対策の方向性

本県中山間地域における今後の状況は、これまで以上に人口減少、少子高齢化、地域の担い手不足が進み、さらに厳しくなることが見込まれます。島根県は、こういう状況の中でも県民が安心して中山間地域に住み続けられるよう、「にぎわい、生きがい、なりわい、助けあいのある中山間地域の創出」を目指し、市町村や地域の皆さんと一緒に、中山間地域対策に取り組めます。

#### ★にぎわい(nigiwai)

【都市との交流などにより  
子供や若者の元気な声が聞こえる地域】

- ふるさと教育や子育て支援
- Uターン推進
- 地域おこし協力隊、島根おこし体験
- 半農半Xなど多様なライフスタイルの提示
- 都市農村交流（しまね田舎ツーリズム）

#### ★生きがい(ikigai)

【高齢者などが生き生きと暮らせる地域】

- 産直施設への販売活動を支援
- 高齢者グループの活動活性化支援
- 公民館活動の推進

にぎわい、生きがい  
なりわい、助けあい  
のある中山間地域の創出

4つのai  
||  
愛

#### ★なりわい(nariwai)

【地域資源を活用し雇用や  
お金を生み出す地域】

- 新商品開発や農産加工、農家レストランなどの取り組み推進
- 有機農業や地産地消による生産振興
- コミュニティビジネスの推進
- 若手起業家の誘致

#### ★助けあい(tasukeai)

【住民同士が支え合いながら  
生活できる地域】

- 地域運営の仕組みづくりによるコミュニティ再生
- 買い物、見守り等の生活総合サポート
- 集落営農組織の充実
- デマンドバスなど地域交通の整備

施策の方向については、第2期計画で取り組んだ4つの重点テーマ

I 「持続可能な地域社会の仕組みづくり」

II 「地域に活力を生む産業の振興」

III 「日常生活を支える諸機能の維持」

IV 「農林地等の地域資源の維持・保全」

は、引き続き本県中山間地域の大きな課題となっており、新たな施策を取り入れながら、継続して取り組んでいきます。

特に状況の厳しい地域においては、よりスピードを上げて取り組んでいく必要があるため、以下の手法により対策を推進していきます。

## (1) 公民館等の範囲（地区）を基本とした対策の推進

個々の集落では地域運営が厳しくなっている状況に対応し、現在、県内の多くの市町村において、公民館等を中心とした新たな地域づくりが進められています。また、集落を越えた範囲における地域運営の仕組みづくりに取り組んだ「中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業」（H20-22）においても一定の成果が実証されました。

こうした状況を踏まえ、本計画においては新たに公民館等の範囲を地域運営の基本単位（地区）に設定し、地域の状況や施策の効果を検証する対象を明確化して施策を推進していきます。

なお、地区については次ページの図のとおりですが、地域毎の状況を踏まえ市町村と連携して進めていきます。

## (2) 部局を横断したプロジェクトチームによる総合的・一体的な対策の推進

中山間地域の課題は多岐にわたるため、対策の推進に当たっては関係部局の情報共有・施策の連携が不可欠です。

本計画の推進にあたっては、部局連携体制を更に強化するため、新たに各部局の事業担当、中山間地域研究センターの研究スタッフなどで構成するプロジェクトチームを設置し、関係部局の情報共有を図り、中山間地域研究センターの研究成果を活用しながら、中山間地域の課題解決に向けた総合的・一体的な対策の検討とその実施に取り組んでいきます。

## (3) 地区診断方式に基づく対策の推進

集落やコミュニティの維持・活性化に対する支援は、これまで市町村や集落等の先進的な取り組みを支援して優良なモデルをつくり、その成果を他の地域に普及するという手法を活用して進めてきました。

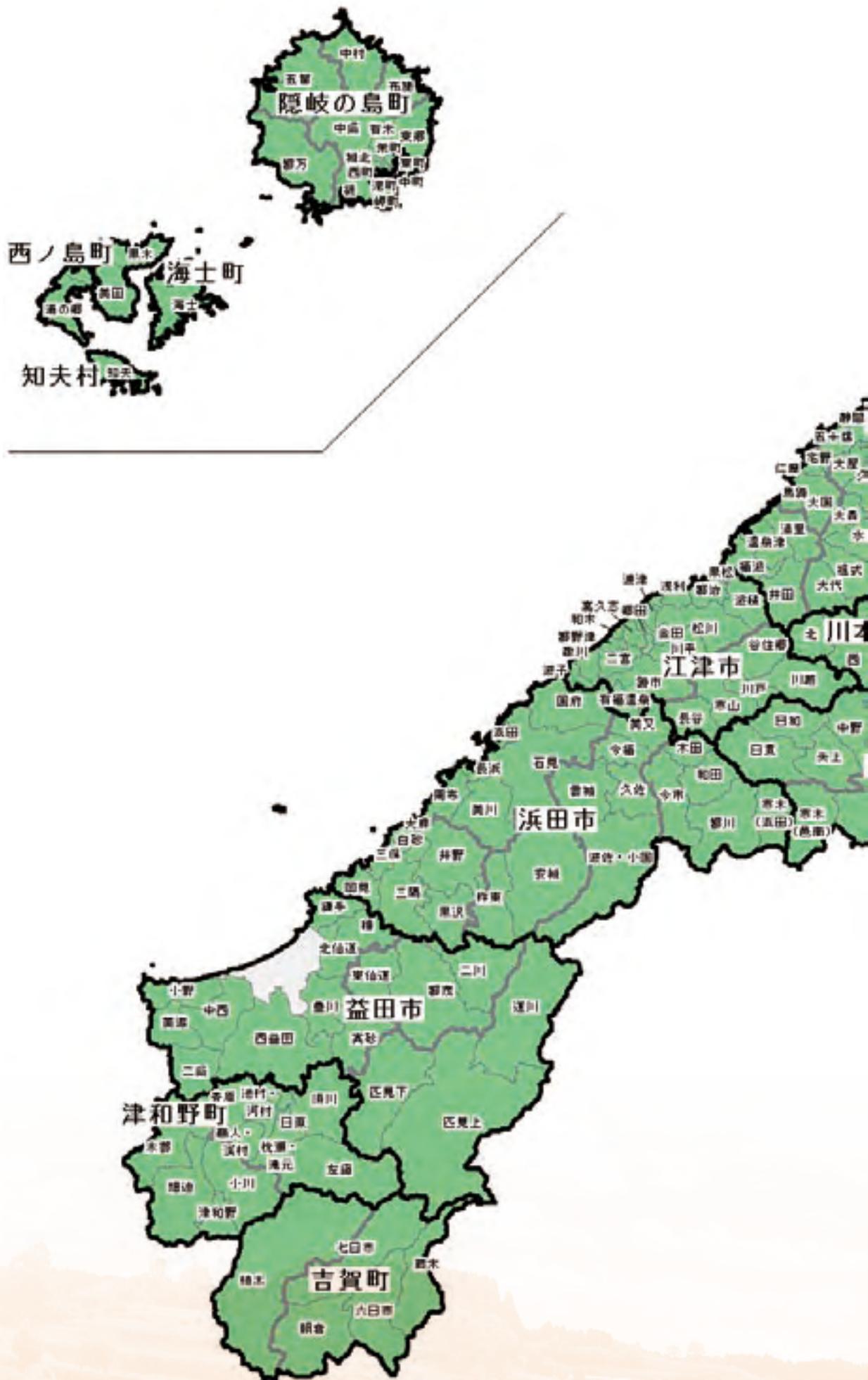
しかし、人口減少や生活サービスの機能低下など、特に状況が厳しい地域においては、早急な対策の実施が必要です。

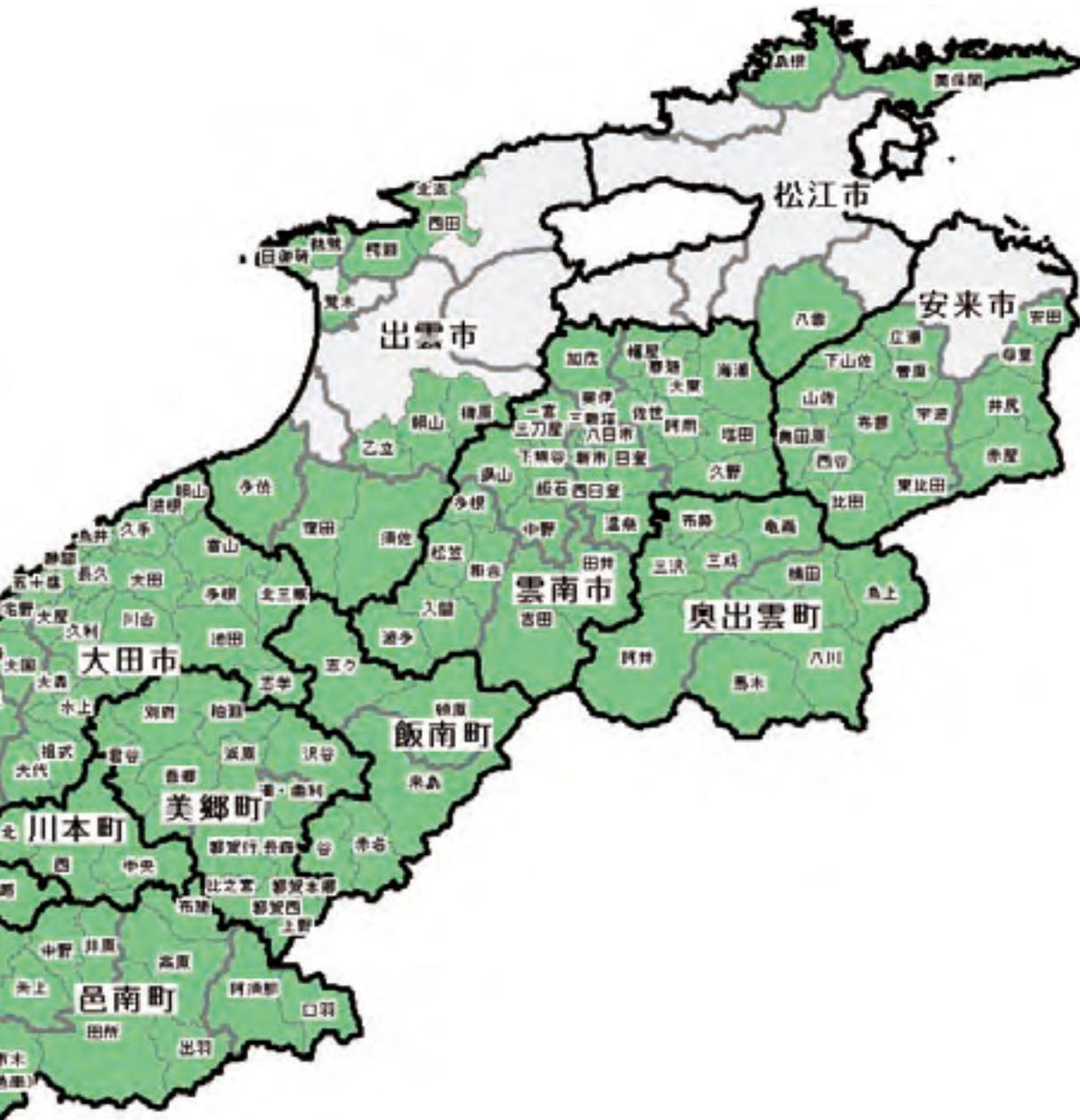
そのため、引き続きモデル事業の成果普及を進める一方、状況が厳しい地域については、プロジェクトチームが中心となって、各地区の人口や高齢化の状況、地域交通や医療、商業の状況などのデータを分析・診断した地区カルテを活用し、市町村や地域の意見を取り入れながら対策を総合的に実施していきます。

## (4) 過疎対策事業債（ソフト事業）の活用

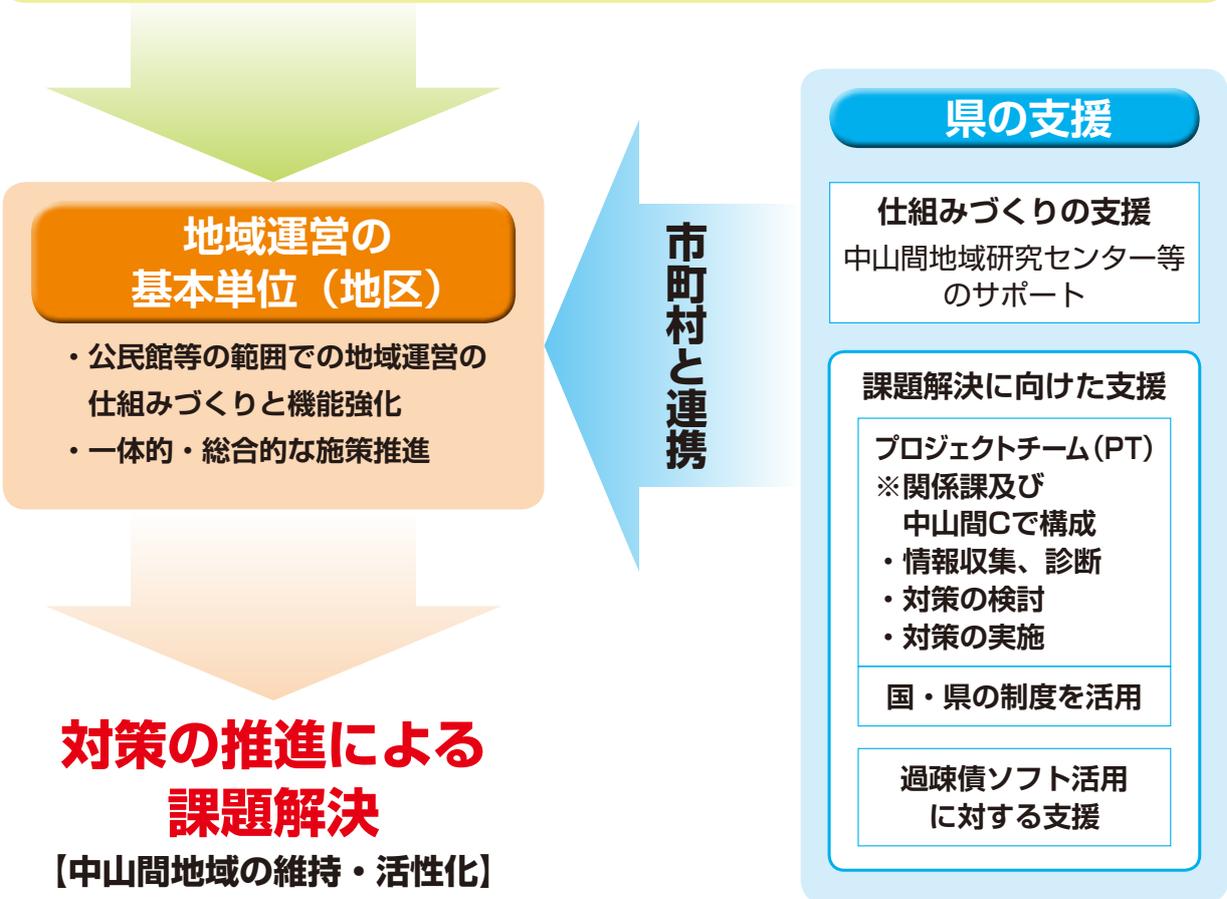
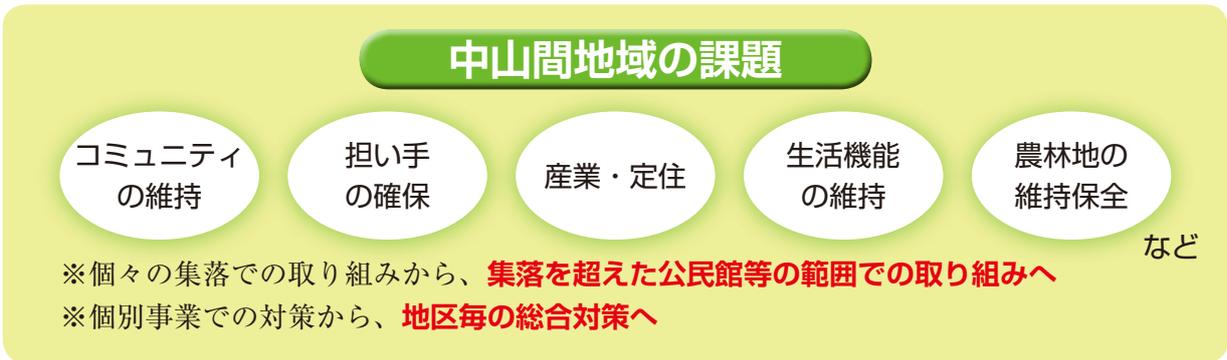
平成22年度の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号、以下「過疎法」という。）の延長に伴い、同法第12条2項に掲げる地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持及び活性化などのソフト事業についても過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）を活用することができるようになり、この制度を活用して、市町村の創意工夫により医師確保対策、コミュニティビジネスの創出、高校の魅力化アップなど新たなソフト事業が取り組まれているところです。

県では、公民館等の範囲での「集落対策」の推進など、早急に取り組むべき課題について重点的に取り組むため、新たに市町村が過疎債（ソフト事業）を活用して取り組む事業に対する支援制度を創設し、市町村と連携して中山間地域の課題解決を推進していきます。



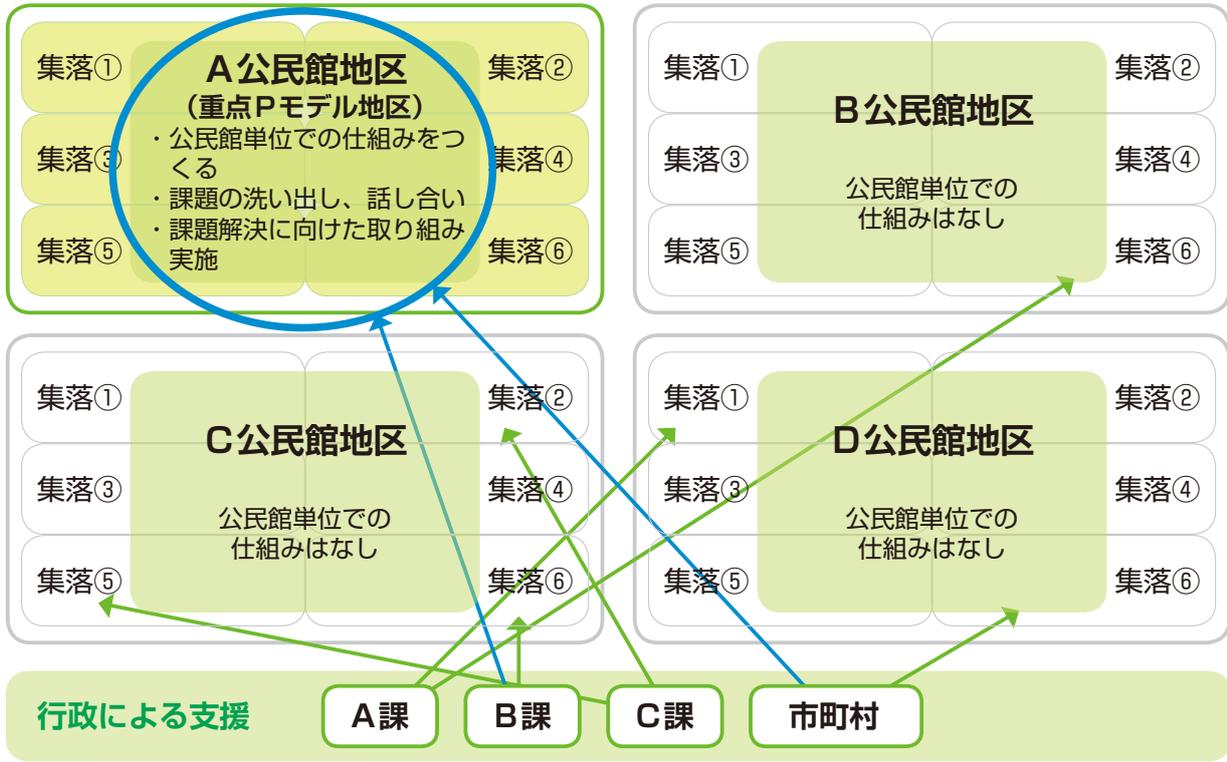


## 【計画推進イメージ】

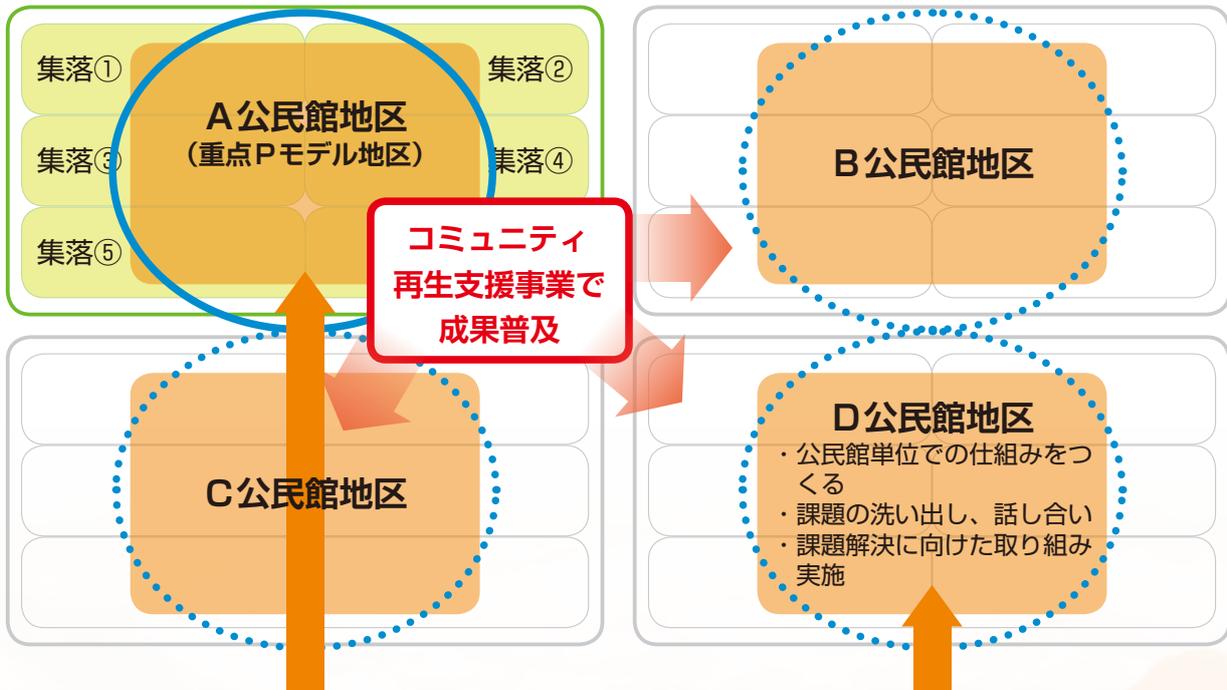


### 【事業の推進イメージ】

#### ◆今までの取り組み



#### ◆H24からの取り組みイメージ



#### 行政による支援

(部局連携による  
一体的な推進体制)

- 県による支援 (プロジェクトチーム、中山間C)
- 県の事業活用
- 市町村の過疎債ソフトの積極的な活用を支援 (県交付金など)

## 1 総力を結集した施策の推進

中山間地域の活性化に当たっては、地域住民や市町村の自主的取り組みを基本とし、地域住民、公民館やNPO法人、社会福祉協議会などの各種団体、市町村、県、県民等が密接な連携を図りながら、総力を結集して施策を実施していくものとします。

### (1) 県の役割

#### ■市町村の支援

県は、中山間地域の活性化のために必要な基盤整備を進める一方、地域住民や市町村の自主的、先進的な取り組み、他地域への波及が見込まれる先導的な取り組みを支援します。

一方、教育、医療、地域交通、商業機能などのサービスは、県民が中山間地域で引き続き暮らしていくために必要不可欠な生活基盤であり、市町村と連携しその維持・確保に努めていきます。

また、国の動向や他県の事例等中山間地域の活性化に資する情報の提供、複数の市町村にまたがる広域的な課題の解決に向けた支援や調整を行います。

#### ■県民等への情報の提供

県は、市町村や県民に対してはもとより、県外にお住まいの方々に対しても、中山間地域の活性化施策や中山間地域の持つ公益的機能等についての各種情報をあらゆる機会を通じて提供するとともに、中山間地域の存在意義についての理解増進を図ります。

#### ■国への働きかけ

国に対しては、同様な課題を抱える他の県とも連携し、関連対策や制度の充実強化、規制緩和を含めた抜本的かつ総合的な対策の実施等について提案していきます。

### (2) 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政主体として、個性的で魅力のある地域づくりや新たなコミュニティづくりを積極的に推進していくことが求められます。

このため、中山間地域対策を総合的に推進するため庁内の部局連携体制を整備し、地域の実態や住民ニーズの把握、住民の主体的取り組みの誘導等を行うとともに、関係団体や民間事業者等

との連携を図りながら、地域活性化策を主体的に実施することを期待します。

また、必要に応じ、他の市町村との連携、協力を図りながら、広域的な取り組みによる効果的な地域活性化策を推進することが求められます。

### (3) 地域住民や関係団体等の役割

中山間地域の維持・活性化のためには、全ての地域住民が地域のさまざまな問題に対して関心を深め、相互に協力しながら、地域づくり活動や地域内の助け合いに積極的、主体的に参加することを期待します。

NPO法人や社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所・商工会、郵便局などの関係団体には、今後とも行政あるいは団体相互、住民等との連携・協力を図りながら、地域の活性化や地域運営に積極的に参画することが求められます。

### (4) 県民や県外にお住まいの方々への期待

中山間地域とその他の地域とは、中山間地域が国土保全や水源かん養、環境保全、やすらぎを感じる空間の提供など多面的な機能を担い、その他の地域は都市的機能を提供するという相互に補完・共生し合う関係にあります。

県民の皆さんと県外にお住まいの皆さんには、こうした両者の補完・共生関係を理解していただくとともに、中山間地域の存在意義を共有し、NPO活動やボランティア活動への参画などを通じて、中山間地域の公益的機能の保全について支援していただくことを期待します。

特に、中山間地域の出身者は故郷に愛着と誇りを持って、中山間地域の維持・活性化を支援していただくことを期待します。

## 2 県の推進体制

### (1) 部局連携による計画の推進

中山間地域の課題は多様であり、担当する県の組織も多岐にわたっていることから、関係部局の横断的連携を図るため、各部主管課長や中山間地域研究センターなどの関係機関をメンバーとする「島根県中山間地域対策推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、この計画による取組みと県の総合発展計画との整合性を図りつつ重点的に推進すべき施策についての検討、調整を行います。

また、対策の推進を加速するため、地域振興部が中心となり、推進会議の下に各部局の事業担当、地方機関の地域担当、中山間地域研究センターの研究スタッフなどから構成されたプロジェクトチームを新たに設置し、地域の状況分析を行うとともに、情報共有と部局連携により、各部局の施策やサポートを総合的・一体的に推進していきます。

### (2) 試験研究機関との連携

プロジェクトチームは、中山間地域の振興や課題解決に向けた調査・研究の成果について県の試験研究機関（中山間地域研究センター、農業技術センター、畜産技術センター、水産技術センター、産業技術センター）と情報共有を図るとともに、試験研究機関と連携し、市町村等への成果の普及や課題解決に向けたアドバイス、情報提供を行います。

### (3) 他県との連携

中山間地域問題は個別の地方自治体の取組みだけでは解決が困難な課題でもあることから、本県と同様な課題を抱える他県との連携が不可欠です。

そのため、中国地方知事会に「中国地方中山間地域振興協議会」を設置し、中国地方の中山間地域が共有する問題について調査・研究を行い、その成果を活かして、国に対して新たな施策構築等について提案や要請を行っていきます。

また、県境を接する地域を中心として、隣接する県とも連携して広域的な中山間地域活性化対策に取り組みます。

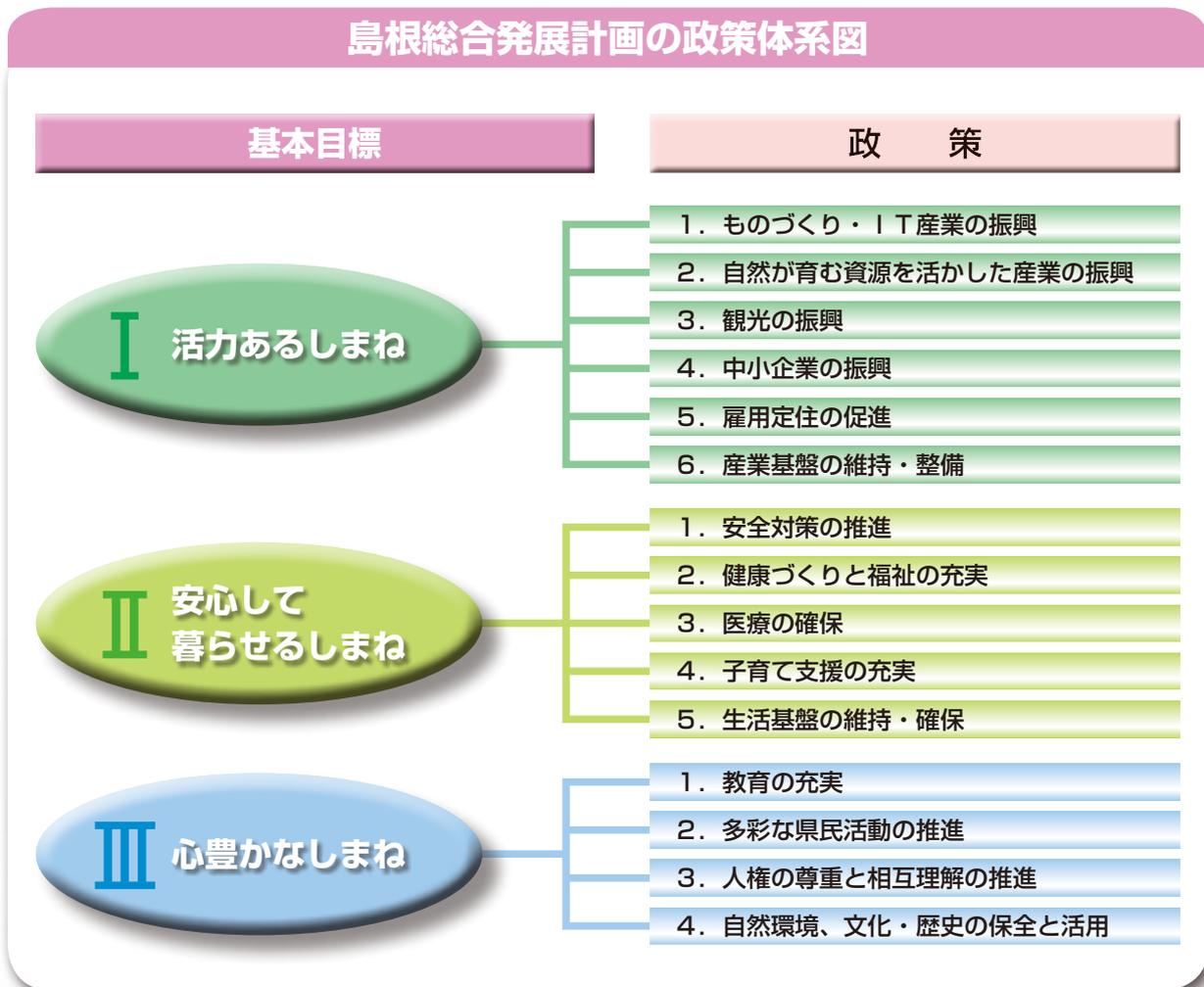
# 中山間地域の総合的な施策の展開と重点施策

## 1 総合的な施策の展開

島根県では、平成24年3月に島根県総合発展計画第2次実施計画を策定し、「活力あるしまね」「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」を基本目標として、各種施策を展開します。

中山間地域の活性化は、商工業や農林水産業の振興、防災・治安対策、医療・福祉・教育の充実、自然環境・歴史文化の保全、道路や下水道等の社会基盤の整備等、県の施策のあらゆる分野に関連しています。このため、島根総合発展計画を基本として、中山間地域の活性化に資する施策を総合的かつ計画的に実施します。

島根総合発展計画の政策体系図



## 2 重点施策の全体像

中山間地域の活性化のためには、あらゆる分野に関連する施策を総合的に実施していくことが重要です。

その中でも、13ページに掲げる「にぎわい、生きがい、なりわい、助けあいのある中山間地域の創出」に向け、鳥根総合発展計画に掲げた4つの重点テーマのもとに位置付けた、早急に取り組むべき9つの重点施策について県の総力を挙げて推進します。

重点テーマ	重点施策
<b>I</b> 持続可能な地域社会の仕組みづくり	①多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくり ②Uターン推進による担い手の確保と人材誘致 ③特に小規模・高齢化した集落の対策
<b>II</b> 地域に活力を生む産業の振興	①地域資源を活用した産業の振興 ②農林水産業の担い手の育成・確保 ③都市との交流産業の振興
<b>III</b> 日常生活を支える諸機能の維持	①生活に必要な機能の確保 ②地域生活交通の確保
<b>IV</b> 農林地等の地域資源の維持・保全	①農林地等の地域資源の維持・保全

### 3 重点施策

重点テーマ

## I

# 持続可能な地域社会の 仕組みづくり

## 現状と課題

- 中山間地域では、集落を社会共同生活の基礎的な単位とし、水田における共同作業や祭りなどの伝統行事や道路の草刈りなどの環境保全活動等に取り組んできました。しかし、過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われており、既存の集落単位の取り組みだけでは地域を維持することが難しくなっています。
- 集落の中には、集落の人口が10人未満、全員が65歳以上といった、極端に小規模・高齢化した集落もあります。そのような集落では、集落の活動が停止する恐れや、さらには存続さえも危ぶまれる場合があります。
- 今まで集落を支えてきた昭和ひと桁生まれの方々が、2015年には全員80歳代となるなど、今後地域活動の担い手が大きく減少する恐れがあり、これに対応した仕組みづくりとU I ターンなど定住施策の推進による人材の確保が直面する大きな課題です。また、これらの方々が培ってきた知識、経験、技術等を受け継いでいくことも必要です。
- 第2期計画では、「中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業」において、県内10地区にモデル地区を設定し、主として公民館等の範囲で地域運営の仕組みづくりに取り組んできました。成果として、本県の中山間地域においては公民館等を範囲とした地域運営が地域の実情に合っていることが実証されました。
- また、調整役・つなぎ役となる人材（集落支援員等）や外部からの人材（地域おこし協力隊等）を配置した仕組みづくりが地域の活性化に効果的であることも確認されてきました。
- 今後、こうした仕組みづくりを進め効果を高めるためには、公民館、社会福祉協議会、集落営農組織、商工会、N P O 法人を始め、各種組織・団体など多様な主体の連携強化と、県や市町村の各分野が連携したサポート体制の構築が重要な課題です。

## 重点施策

- 1 多様な主体の参画による、  
公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくり
- 2 U I ターンの推進による担い手の確保と人材誘致
- 3 特に小規模・高齢化した集落の対策

# 1 多様な主体の参画による、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくり

## 取り組みの方向性

### 【公民館等の範囲での仕組みづくり】

- 中山間地域を維持・活性化していくためには、住民主体の地域運営の仕組みをつくるのが最も重要であり、公民館等の範囲を地域運営の基本単位とし、積極的に取り組むよう市町村を総合的・一体的に支援し、モデル事業の成果を全県へ波及させる取り組みを進めます。

### 【人材の配置】

- 地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材（集落支援員等）や外部から地域課題の解決に取り組む人材（地域おこし協力隊等）を効果的に配置した仕組みづくりを推進し、地域運営を総合的にマネジメントする人材の確保・育成を支援するとともに、中山間地域研究センターの研究者をはじめとして、県の職員が助言を行います。

### 【多様な主体の参画】

- 多様な主体の地域運営への参画を促進するために、地域運営に取り組むNPO法人や民間団体等の活動を支援すると共に、多様な主体が交流する場を設置し、地域の課題解決に向けた広域的なネットワークづくりを支援します。
- “人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを活用し、モデル公民館での実証活動とその広報を通して、公民館と連携した中山間地域のコミュニティ再生を目指します。

### 【組織の強化】

- 組織の法人化やコミュニティビジネスの推進など、自立に向けた地域運営の仕組みを強化するための取り組みについて、市町村と連携し支援します。
- 農村集落においては、集落営農組織が地域運営上重要な役割を担っており、地域貢献型集落営農組織やサポート経営体の育成など、集落営農組織の機能強化と経営発展に向けて積極的に支援します。

## 主要事業の概要

### 中山間地域コミュニティ再生支援事業 (しまね暮らし推進課)

様々な主体の参画による、集落を超えた公民館等の範囲での新たな地域運営の仕組みづくりを進める市町村を部局連携によりサポートするとともに、中山間地域研究センター等による市町村への支援を行います。

### 県民いきいき活動促進事業 (しまね暮らし推進課)

地域づくりを実践する民間団体やグループなどが地域課題の解決や地域活性化に取り組む場合に取り組みの立ち上げや、実践的・自立的活動に係る経費を支援します。

### しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業 (地域福祉課)

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の支え合いの体制を構築するための、社会福祉協議会による自治会等を単位とした組織づくり、活動づくり、人づくりの取り組みや市町村を通じて地域のNPOや住民組織が行う取り組みを支援します。

### 新たな共助の仕組みづくり推進事業 (高齢者福祉課)

シマネスクくにびき学園（高齢者大学校）を開講し、地域社会の発展に寄与することのできる高齢者（指導者）の育成をめざして計画的な学習の場を提供します。いきいきファンドの活用により、元気高齢者グループの活動活性化を支援します。

### 地域貢献型集落営農ステップアップ事業 (農業経営課)

農業生産の維持や農地の維持だけでなく、地域の経済・生活・人材の維持などを行う「地域貢献型集落営農組織」の新規設立、既存組織が自力で組織化が困難な集落の農業生産活動をサポートする場合や、新たに地域貢献活動に取り組む場合、新たな人材を育成・確保するために必要な活動を支援します。

### 中山間地域等直接支払制度 (農業経営課)

中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養、洪水防止等）を確保する取り組みを通じて、集落や集落間の連携等による農業生産活動を支える仕組みづくりを支援します。

### 農地・水保全管理支払交付金 (農村整備課)

地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動及び農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化のための取り組みに対し支援します。

### 建設産業経営革新促進事業 (土木総務課)

市町村等と建設産業が協議会を設置し、連携して地域課題への対応について検討する場合に専門家、アドバイザー等の講師を派遣します。

建設産業が新分野（中山間地域での公共施設の管理、耕作放棄地の耕作、未管理森林の整備、公共交通、福祉等）へ進出するために行う初期調査、販路拡大・事業拡張のための調査や初期投資に対して支援します。

### 実証！「地域力」醸成プログラム (社会教育課)

公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ（地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に地域住民を巻き込んでいく仕組み）を、モデル公民館の具体的な活動を通じて実証し、具体的な地域づくりに活かします。

## 雲南市 で取り組んでいます！

### 「地域運営の仕組みづくり」 雲南市 波多コミュニティ協議会

雲南市は、小学校区・旧公民館（現：交流センター）区の範囲で一定数の人口が確保でき、自治会、PTA、女性団体、老人会等の多様な団体により構成された「地域自主組織」を市内全域で設立し、住民自らが地域運営の担い手となり地域の課題を解決できるしくみづくりに取り組んでいます。

波多地区では、「波多コミュニティ協議会」を組織し、波多交流センター（旧波多小学校）を拠点に、交流センター職員、地域マネージャーが調整役となり、地域全体で地域活性化や課題解決に向けた取り組みを進めています。

#### 【主な取り組み】

- （防 災） 防災マップ・災害時連絡網の作成、地域自主防災組織の結成。
- （交 通） ボランティア運転手による、地域内交通「たすけ愛号」の運営。
- （買 物） 地元商店休業時でも最低限の物資が購入できるよう、交流センター内に小規模販売所を設置。
- （交 流） 市内の小学生を対象とした自然体験合宿の開催。野鳥観察等の都市農村交流の実施。
- （産 業） 閉園した旧県立公園を地域住民による運営で再開し、多数の来場者で収益を上げている。



- ◆波多コミュニティ協議会の中に設置された地域住民による事業企画・実践主体である「波多彩りプロジェクト」を中心に、交流センター職員、地域マネージャーが調整役となり、地域内の課題やその対策を掲載した「地区振興計画」を策定。子どもから高齢者まで誰もがわかりやすい内容にまとめられています。
- ◆地域コーディネーター（1ターン者）を中心とした公園の運営、都市農村交流の実施による都市住民との交流など、外部人材の受け入れを積極的に行っています。



## 江津市 で取り組んでいます！

### 「大学との協働による地域づくり」 江津市 松平村塾×松平ラボ

江津市松平地区では、まちづくり有志グループ「松平村塾」と島根大学人文地理学研究室分室の「松平ラボ」が中心となって、広島市の住民との交流や地域での支え合いなど、持続可能な地域のあり方を模索しています。

大学が研究室の分室を置くことで、地域のシンクタンク機能を受け持つと共に、学生が地域マネージャーとなり、地域住民と共に活動することで、大学と地域が一体となった地域づくりに取り組んでいます。

#### 【主な取り組み】

- 大学ゼミ合宿と学生との交流
- 広島サーファーとの交流と耕作放棄地の活用
- 広島での軽トラ朝市
- 産直市「たすけ愛の工房」による高齢者の生きがいづくり
- 「手前味噌づくり」
- 「たすけ愛隊」による高齢者の生活支援活動
- 大学研究室による地域調査

ここが  
ポイント

江津市が大学と地域のつなぎ役となり、大学に積極的に働きかけることで、研究室の分室設置が実現しました。



## 2 UIターンの推進による担い手の確保と人材誘致

### 取り組みの方向性

#### 【次代を担う人材育成】

- 地域の将来を見据え、学校と地域が連携した次代を担う人材育成の取り組みを、積極的に推進します。

#### 【UIターンの推進】

- UIターン希望者への情報提供、農林水産業等の産業体験、県内企業との無料職業紹介など、ふるさと島根定住財団による取り組みを核に総合的なUIターン支援を展開します。
- 県と市町村やNPO法人、民間団体、企業等が連携して定住・交流を推進する島根県交流・定住推進協議会を中心に、官民が連携しUIターンを促進します。
- 市町村においても、住民や民間団体、企業等と連携し、空き家や就業先など、定住UIターンに関する情報の提供や、相談窓口の設置などに、積極的に取り組むことが必要です。

#### 【外部人材の誘致】

- 不足する地域運営の担い手を確保し、中山間地域の活性化を推進するため、地域おこし協力隊、島根おこし体験事業等の制度を積極的に活用し、地域が求める人材を外部から積極的に誘致する取り組みを市町村と連携し支援します。

## 主要事業の概要

### ふるさと教育推進事業

(社会教育課)

ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進めます。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していきます。

### 明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業

(高校教育課)

専門高校はもとより大学等への進学者が多い普通高校においても県内就職も視野に入れたキャリア教育に取り組みます。

#### <「働くことを学ぼう」推進事業>

専門高校においては、産業界や地域と連携した研究事業を実施し企業が求める専門的な知識や技術、社会人として必要な基礎力の習得を図ります。さらに生徒の勤労観や職業観の醸成を図るため、外部人材によるセミナー、企業理解を進めるための企業見学やインターンシップなどの事業を実施します。

#### <「未来を描こう」推進事業>

高校卒業後、多くが県外へ進学する普通高校においては、産学官が連携し、地域の状況や産業の状況・課題について認識できる体験事業、あるいはその課題解決に取り組むなど、本県の将来を支える人材の育成を図る事業を実施します。

### ふるさと島根定住推進事業

(しまね暮らし推進課)

ふるさと島根定住財団が、総合窓口としてU I ターン希望者への情報提供やU I ターンに関する相談に対応するほか、農林水産業の産業体験やU I ターンして県内での就職を希望する人へ無料職業紹介等を実施します。

### 島根県交流・定住推進協議会

(しまね暮らし推進課)

県、市町村、民間団体、企業等が連携して、都市住民との交流や島根への定住を推進します。

### U I ターン者向け住宅情報提供事業

(しまね暮らし推進課)

県と住宅関係民間団体とが協定を締結し、U I ターン希望者へ住宅情報を提供するほか、相談窓口を設置し、住宅に関する相談に対応します。

### 新規就農総合対策事業

(農業経営課)

相談・研修・就農までの各段階での支援を強化するとともに、就農後のフォローにより、農林水産業の担い手を育成・確保します。県外からU I ターンして「半農半X」型の就農を実践しようとする者に対しては、農業技術研修や定住初期の生活支援を行うことにより、農業・農村の担い手の育成・確保を進めます。

## 美郷町 で取り組んでいます！

### 美郷町 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊は、地域外からの人材を受入れ、地域協力活動に従事してもらいながら、地域力の維持や強化をすることを旨として総務省が平成21年度から導入した事業です。

美郷町では全国に先駆けて、地域おこし協力隊を採用し、第1期の3名を皮切りに、現在は5地区及び商業・観光担当として計17名が活躍しています。

#### 【主な取り組み】

地域配置の隊員は、地域の方々からのニーズにこたえ、次のような活動を行っています。

- 農作業や草刈・除雪などの作業支援
- 自治会輸送バスの運転

商業・観光担当の隊員は、商工会・観光協会の元で次のような活動を行っています。

- 空き店舗を活用した商店街の活性化
- 観光情報の収集・PR、都市農村交流事業企画運営



ここがポイント

生活・活動等の一定のまとまりのある地域の範囲として、連合自治体を単位とした地域運営組織づくりをすすめる中で、各地域に3名ずつの地域おこし協力隊を配置。

地域住民のニーズにこたえながら、地域の活性化と住民相互の助け合いを支援しています。

## 邑南町 で取り組んでいます！

### 邑南町 香木の森公園研修制度

香木の森公園は、240種類のハーブを植栽したヨーロッパアンハーブガーデン、100種類のハーブを生産・販売しているグリーンハウス、自然素材を使ってオリジナルのクラフト体験が出来るクラフト館、ハーブティーが味わえるカフェ香夢里、宿泊のできるバンガローなどの施設を有した公園です。

この公園で邑南町が実施している、女性UIターン者向け産業体験研修制度「香木の森園芸福祉コース」では、ハーブや植物をとおし、園芸やクラフトの基礎を学び、地域交流を行います。そのほかにも、農家で、農業知識や技術・経営ノウハウなどを学びながら働く農業コースや、平成23年10月からは食のラボラトリー「ajikura」もオープンし、「耕すシェフ」の研修生受け入れも行っています。

#### 【活用事業】

- UIターンのための島根の産業体験事業（(公財)ふるさと島根定住財団）



ここがポイント

ターゲットを絞った研修制度を実施することで、これまでに多くの女性が研修に訪れた結果、町内に定住したり、邑南町ファンとして交流が続くなどの成果を挙げています。

## 出雲市 で取り組んでいます！

### 空き家を活用した交流・定住 鵜鷺げんきな会

古くは北前船の寄港地として栄えた出雲市鵜鷺地区は、鉄道網の整備による海運業の衰退や漁業、林業の衰退等により、昭和25年には約1,700人あった人口が、平成22年には約250人にまで減少し、高齢化率も17%から60%になるなど少子高齢化が進行していました。

そこで、地元の有志やUターン者で構成された「鵜鷺げんきな会」が中心となり、地域に再び“げんき”な姿を取り戻すことを目標に、田舎暮らしに関心を持つ都市住民を対象とした「田舎暮らしツアー」や、空き家を活用した移住者受入などに積極的に取り組んでいます。

#### 【主な取り組み】

- 空き家を活用した宿泊施設の整備と観光客の受入れ
- 来訪者向けの体験事業の実施（塩炊き体験、かじか蛙、蛍の鑑賞、釣り、磯の遊覧）
- 地区で借りあげた空き家で移住者を受入れ



#### ここがポイント

- ◆ 「鵜鷺げんきな会」のメンバーのうち約半数は女性であり、元気でユニークな女性のパワーが、観光客をひきつける魅力となっています。
- ◆ イベントを開催する際には、地元新聞社に積極的に情報提供し、新聞・テレビ等にも多く取り上げられており、知名度が上がることにより観光客が増えています。

## 海士町 で取り組んでいます！

### 海士町 離島の高校魅力化

海士町では、少子・過疎化に伴う生徒数の減少が課題である離島の隠岐島前高校において、地元中学生の確保だけでなく、島外からの留学者の増加を図るため、国県の補助金や過疎債を効果的に活用し「地域の未来を担う人材を育てる」地域創造コースの創設、進学希望者に対しより質の高い授業を行うための公設塾の設置、寮費の無償化等の取組みに対する支援を行う「離島の高校魅力化アップ事業」に取り組んでいます。

#### 【活用事業】

- 学習センター（公設塾）運営費、塾講師報酬
- 県内外へのPR
- 入寮者に対する寮費負担免除及び里帰り費補助
- 部活動への補助



#### ここがポイント

- 入学志願の1/4が島前外からの生徒。
- 高校統廃合危機を回避できた。
- 難関国公立大学進学実績あり。
- 地域創造コースをはじめとする新たな取り組みにより、地域との持続可能な連携スキームが生まれた。

## 3 特に小規模・高齢化した集落の対策

### 取り組みの方向性

#### 【住民生活の維持】

- 小規模・高齢化が極端に進んだため、集落の機能が著しく低下した集落については、住民の生活の維持が最大の課題となります。
- この様な集落の多くは、市町村の周辺地域にあり、生活に必要な病院・診療所や商店等から離れています。また、交通空白地域であることも多いため、地域の実情に応じ生活交通を早急に確保する必要があります。

#### 【地区診断方式に基づく対策の実施】

- こうした緊急性の高い地域への対策を迅速に進めるため、モデル事業普及型に加え、プロジェクトチームによる診断を行い、地区カルテを作成し中山間地域研究センターの研究成果も取り入れ、必要な対策に取り組みます。

#### 【公民館等の範囲でのサポート】

- 低下した集落機能の維持・補完は、個別の集落を対象とした取り組みでは解決できないことが多いため、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりを進め必要なサポートを実施することが重要です。
- このような取り組みは中山間地域対策の中でも喫緊の課題であり、積極的に取り組む市町村を重点的に支援します。

#### 【特に小規模・高齢化した集落への対応】

- こうした取り組みをした上でも、極めて小規模・高齢化した集落の中には、将来的には集落としての機能を失い、やがて消滅する集落も出てくるのが懸念されます。そこで、集落の歴史や文化・伝統の記録・保存や、農林地の保全・活用のための所有者の確認などの取り組みも必要です。

## 主要事業の概要

### 中山間地域コミュニティ再生支援事業 (しまね暮らし推進課)【再掲】

様々な主体の参画による、集落を超えた公民館等の範囲での新たな地域運営の仕組みづくりを進める市町村を部局連携によりサポートすると共に、中山間地域研究センター等による市町村への支援を行います。

### 住み続ける中山間地域生活サポート事業 (しまね暮らし推進課)

中山間地域で安心して住み続けることができるよう、市町村が地域住民、商工団体、社会福祉協議会等と連携して取り組む買い物不便対策や見守り活動等の生活サポートを、総合的・一体的に支援します。

### 交通空白地域解消支援事業 (交通対策課)

生活交通のあり方を総合的に検討し、地域の実情に応じた新しい交通システムを導入しようとする市町村に対して、地域の実情に応じた運行形態の検討や必要な車両購入等を支援します。

### 中山間地域活性化支援事業 (しまね暮らし推進課)

特に小規模・高齢化した集落の対策など、中山間地域活性化計画に掲げる重点施策を推進する市町村を支援します。

## 益田市 で取り組んでいます！

### 益田市 種地区

益田市は、公民館に地区振興センターを併設し、ここを拠点に社会教育と地域振興を一体的に推進しています。

その中でも種地区では、公民館（地区振興センター）長を中心に、住民有志による地域活性化組織「種のおすをゆめみる会」、「種地区農業振興組合」、「種まなびや工房」など様々な主体が連携し、地域活性化や課題解決に向けた取り組みを進めています。

#### 【主な取り組み】

- 廃校を活用した農産加工と耕作放棄地活用
- 公民館単位での集落営農体制の整備
- 地区出身者へのUターンの呼びかけ
- 小規模高齢会集落のための地区内の集落再編
- デマンドタクシーの運行



ここがポイント

種地区では、公民館（地区振興センター）に地域マネージャーを配置し地域における様々な事務局を一本化することで、地域の様々な活動を総合的かつ一体的に進め、成果を挙げています。

## 浜田市 で取り組んでいます！

### 波佐小国 小波の郷

浜田市は、各地区にまちづくり推進委員会を設置し、住民主体で地域課題を解決するための仕組みづくりを進めています。

その中でも波佐・小国地区では、モデル地区として一早く「縁の里づくり委員会」を設立し、地域マネージャーを配置し地域運営の仕組みづくりに取り組んできました。

この中で、産直市「菜再きんさい市」の試行に取り組むと共に、高齢者世帯への移動集荷にあわせて見守り活動を行うなど様々な取り組みを進めてきました。

平成23年には地域振興施設「小波の郷」をオープンし、地域での産直市の取り組みを充実させるとともに、高齢者の生きがいづくりや生産振興に効果を上げています。また、隣接の温泉施設やグランドゴルフ場と併せて地域外の方との交流にも役立っています。



ここがポイント

地域マネージャーがキーマンとなり、施設の運営から集荷・販売と幅広く活躍し、小波の郷を支えています。

## 重点テーマ

## II

## 地域に活力を生む産業の振興

## 現状と課題

- 中山間地域においても、誘致企業の立地や地域産業の活性化により、これまでも多くの雇用の場が創出されてきました。しかし、中山間地域の大部分の地域では、総じて雇用の場が少なく、若年層を中心として人口の流出が続いています。
- 農林水産業は中山間地域の基盤となる産業ですが、従事者の減少や高齢化、農林水産物の価格低迷などにより、産業活動の停滞や活力不足が続いており、厳しい状況となっています。
- また、これまで地域の産業を担っていた昭和・一桁世代の引退の時期を迎え、担い手の不足がさらに深刻な課題となっています。一方で、農林水産業の新規就業者や企業等の参入については増える傾向にあり、担い手の育成や多様な担い手の確保を図っていく必要があります。
- 一部の地域では、県内外から多くの観光客が訪れ、地域経済の活性化に寄与していますが、中山間地域全体としては、豊かな自然や伝統文化、素朴な農山漁村の生活など、中山間地域の資源や魅力を活かし切れていないため、農山漁村での交流や体験を求める都市住民のニーズに十分応えているとは言えません。このため、交流産業としての地域経済への波及効果はまだ小さいものに留まっています。
- これまで、優れた地域資源を活用し、都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」を推進してきました。その結果、この取り組みに参加する農林漁家や地域グループの輪が広がり、県内外からの来訪者も増加しています。

## 重点施策

- 1 地域資源を活用した産業の振興
- 2 農林水産業の担い手の育成・確保
- 3 都市との交流産業の振興

# 1 地域資源を活用した産業の振興

## 取り組みの方向性

### 【地域資源を活かした商品開発】

- 自立的で持続性のある地域産業を確立するため、独自の地域資源を生かした新商品や新サービスの開発、販路開拓などに取り組む生産者や企業を積極的に支援します。
- さらに、産地間競争の激化や貿易の自由化といった農林水産業を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、中山間地域研究センターなど県の研究機関が中心となって「収益性の向上」と「競争力の確保」に貢献する商品や技術の開発を強化します。
- 研究開発等に際しては、県内外の企業や専門人材、試験研究機関、大学等との産学官連携により推進することが重要であり、その観点に立ち、積極的に取り組みます。

### 【売れる農林水産品・加工品づくりの推進】

- 消費者ニーズに的確に対応した地域の特色ある県産品づくりを進めます。また、農林水産業と商工業との連携（農商工連携）による商品開発を進めながら、生産から流通・販売までの一貫した産業化（6次産業化）を推進していきます。
- 地域内の経済循環を促進するため、給食施設などへの安定供給に向けた取組を進めるなど、農林水産物等の地域内利用を部局連携により積極的に推進します。
- 近年の消費者ニーズを踏まえた多様なチャンネル（産直施設やインターネットの活用など）による県産品の販路拡大を支援します。
- 本県の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることとなる有機農業の拡大を図り、県農産品のブランドイメージ向上につなげていきます。

### 【森林資源の活用】

- 成熟しつつある県内の森林資源を活かし、原木の増産、木材を生産する技術者の確保、県産木材を使用した住宅のPR等各段階での積極的な活動を推進します。

## 主要事業の概要

### 将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト (農林水産総務課)

自然環境の変化のほか、食に対する価値観や消費行動の多様化といった社会環境の変化に対応し、将来の島根県の農林水産業を支え、農山漁村の存在価値を高めるために必要な技術開発を強化します。

### 新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 (農畜産振興課、林業課、森林整備課、水産課)

地域が創意工夫して「売れる農林水産品づくり」や「産地間競争力の強化」等に取り組むことを支援します。

農業においては、環境負荷に配慮した米づくりや園芸の取り組みを支援します。林業においては、高性能林業機械等を活用した効率的な木材生産や乾燥材等の高品質な木材加工体制の整備などの取り組みを支援します。

### しまねの元気な郷づくり事業 (農畜産振興課)

農林水産品の生産のみならず、農産加工や農家レストランなどの経営の多角化、加工業者・量販店等との契約取引などにより、所得と雇用の拡大に取り組み、産地や地域を牽引する経営体に対し、アドバイザー派遣や商品開発、施設設備等の経費について支援します。

### みんなでつくる「しまね有機の郷」事業 (農畜産振興課)

有機農業の先進県としての位置を確立し、しまね農業のブランドイメージの向上を図り、生産から販売に至る支援策を総合的に実施します。

### しまね地域資源産業活性化基金助成事業 (中小企業課)

県内の事業者が地域資源を活用し県外市場に向けた新商品・新サービスの研究開発・販路開拓などを行う場合、その初期段階の取り組みに対し、島根県商工会連合会に組成した基金による助成や事業化に向けた助言等の支援を行います。

### 地産地消総合推進事業 (しまねブランド推進課)

地域内で地元農林水産物が円滑に流通する仕組みづくりや消費者が地元で採れた農林水産物を地元で消費する愛用運動（「地産地消」）を進め、県産農林水産物の消費拡大を図ります。

### 県産品販路拡大事業 (しまねブランド推進課)

にほんばし島根館の利用や、首都圏等県外消費地の高級小売店等に対する販売促進活動に取り組み、県産品の販路拡大を目指します。

### しまね食品等輸出促進対策事業 (しまねブランド推進課)

台湾、香港、ロシアをはじめとする新興国等に対する農林水産物の輸出拡大を支援することにより、農林水産業の活性化・地域経済の向上を後押しします。

## 奥出雲町 で取り組んでいます！

### 奥出雲仁多米

奥出雲町は、肥沃な土壌や昼夜における寒暖の差が大きいなどの特性があり、古くから良質米の産地として知られています。

従来、町内の農家が生産する米は、全量農協経由で島根米となっていたものを、平成10年に町独自でカントリーエレベーターを建設、第3セクター奥出雲仁多米㈱を設立し、銘柄米として、島根米から奥出雲仁多米への差別化を図っています。

仁多米は、日本穀物検定協会の米食味ランキングにおいて「特A」を獲得し、「東の魚沼コシヒカリ、西の仁多米」と言われるなどブランド化に成功しており、現在、通信販売や首都圏を中心に百貨店など高級品市場へ出荷しています。



過疎債を財源に町が出資して第3セクターを設立し、地域に雇用の場を創出し定住を進めています。また、同じく奥出雲町の主要産業である畜産業及びシイタケ、まいたけ栽培により生じる家畜排泄物及び廃ホダを活用して堆肥を生産し、水田に散布するといった地域内で循環する産業を形成しているのも大きな特徴です。

### 奥出雲仁多米のブランド化



## 海士町 で取り組んでいます！

### 海士町 サザエカレー・いわがき・CAS

海士町では、総合振興計画の中で「守り」と「攻め」の戦略を定め、地域再生に取り組んでいます。「攻め」とは、地域資源を活かし、島に産業を創り、島に人（雇用の場）を増やし、外貨を獲得して、島を活性化することであり、その代表的な取り組みは次のようなものです。

#### 【島じゃ常識!さざえカレー】

- 島の食文化を商品化
- これまで商品価値があることに気づけなかった身近な食材も、外の目から見れば驚きとともに新鮮な魅力として映ることを認識。
- 島内の食材を利用するだけでなく、島内で製造まで行うことにより、雇用創出と外貨獲得に成果大。

#### 【いわがき養殖】

- 種苗の生産から育成・販売まで一貫生産する「隠岐海士のいわがき春香」の養殖に成功。
- 海士いわがき生産(株)を設立（H18.10）。
- 脱サラ・ターン者による既成概念によらない販路開拓などにより、いわがき生産者の所得向上に貢献。
- 築地市場や首都圏のオイスターバーで大ヒット。

#### 【CAS (Cells Alive System)】

- 産業振興の命運をかけ、商品開発から販売まで外貨獲得のリーディングカンパニーを目指して第三セクター(株)ふるさと海士を立ち上げる（H17.3）。
- 離島の流通ハンディを克服する最大のツールとして、島から高付加価値商品を生み出し、第1次産業の復活後継者育成につなげるために、全国自治体の中でいち早くCASという冷凍の新技術を導入。
- 離島の流通ハンディを一気に克服し、また出荷時期の調整も可能となり漁業者の収入確保に大きく繋がった。



平成10年度より海士町が募集している商品開発研修生や、脱サラ・ターン者など「よそ者」の視点や発想を積極的に取り入れ、既成概念を取り払った取り組みを執行することにより成功を導きだしています。

いわがきの例は、よそ者（挑戦者）と若者（後継漁師）、バカ者（のぼせ漁師）の組み合わせが功を奏した典型的な例です。



## 2 農林水産業の担い手の育成・確保

### 取り組みの方向性

#### 【農業の担い手の育成・確保】

- 農業では、認定農業者や農業生産法人などの安定的な担い手の確保を進めるとともに、集落営農組織の育成や農外企業の参入等を推進します。また、農地集積を進め、効率的な営農への取り組みを推進します。

#### 【林業の担い手の育成・確保】

- 林業では、森林整備の中心的担い手である森林組合の経営基盤の強化や、事業者が実施する事業の合理化と雇用管理の見直し等を通じて、就労条件の整備を進め、担い手の確保を図ります。

#### 【水産業の担い手の育成・確保】

- 水産業では、担い手を育成確保するため、資源管理、消費者に好まれる商品づくりや流通改善、コスト削減等を進め、安定した経営体を育成していきます。また、技術習得研修などU I ターン者への支援や水産高校と水産業界との連携を進めます。

#### 【多様な担い手の確保】

- 多様な担い手を確保するため、「産業体験」や「自営、雇用、半農半X」などのプランを提示し、新規就業者への就業相談、研修・就業計画作成の支援等により、U I ターン者を含めて農林水産業への就業を促進します。

## 主要事業の概要

### ふるさと島根定住推進事業

(しまね暮らし推進課)【再掲】

U I ターン希望者に対し、県内に円滑に就職できるよう情報提供を行うほか、農林水産業等の産業体験を支援し、U I ターンによる農林水産業の担い手確保を進めます。

### 新規就農総合対策事業

(農業経営課)【再掲】

相談・研修・就農までの各段階での支援を強化するとともに、就農後のフォローにより、農林水産業の担い手を育成・確保します。県外からU I ターンして「半農半X」型の就農を実践しようとする者に対しては、農業技術研修や定住初期の生活支援を行うことにより、農業・農村の担い手の育成・確保を進めます。

### 企業の参入促進事業

(農業経営課)

地域農業の担い手として、農外企業の農業参入、加工・流通・販売等への事業展開及び経営の強化を促進します。

### 経営体育成基盤整備事業

(農村整備課)

効率的かつ安定的な経営体の育成と、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために必要な農業生産基盤と農村生活環境の整備を一体的に実施します。

### 林業就業促進資金制度

(林業課)

林業への円滑な就業を図るため、就業準備に要する経費の負担を軽減するための支援を行います。

### 林業担い手育成確保対策事業

(林業課)

林業就業者の技術の向上等を図る研修を実施します。

### 漁業新規就業者確保・育成事業

(水産課)

漁業就業者の定着促進を図るため漁業就業者確保育成センターを活用し、雇用機会の創出を図るとともに、漁業への就業希望者に漁業体験・研修の場を提供することで、新たな担い手の確保・育成を図る。

## 浜田市 で取り組んでいます！

### 浜田市弥栄町 集落営農組織「ビゴル門田」

浜田市弥栄町の集落営農組織「ビゴル門田」では、組織の後継者であり、地域の新たな担い手でもある新規就農者の確保のため、就農に必要な住居と農地を用意するなど受入体制の充実を図っています。

就農希望者は、町内の研修先で実践研修終了後、「ビゴル門田」が用意した住居と農地を借り受けて、就農・生活基盤を整備しつつ、組織の構成員として作業に従事しながら、自らの農業経営にも取り組んでいく仕組みです。

担い手確保が困難な中山間地域において、集落営農組織が受け皿となる新規就農者の新たな受入モデルとして期待されます。

#### 【活用事業】

- 浜田市ふるさと農業研修制度・弥栄自治区研修制度（市）
- 農林水産振興がんばる地域応援総合事業（県）
- 弥栄自治区住みよい集落づくり事業（市）



地域との関わりのない！ターナー者が就農・定住する際、苦勞する「住居」「農地」の確保について、地域の農業・生活と密接な関わりを有する集落営農組織が介在することで、就農に必要な受入環境がスムーズに整備できるとともに、地域との関わりも構築しやすくなります。

中山間地域に豊富にある資源（空き家、農地）を有効に活用することで、地域の新たな担い手確保や集落営農組織の後継者の確保に繋がり、地域農業の活性化も期待できます。



## 吉賀町 で取り組んでいます！

### 「半農半X」 吉賀町 長谷川 慎さん

神奈川県横浜市より平成21年3月に吉賀町にUターン

40歳になるまでに人生の第二ステージを切り拓きたいと考え、移住先を求めて家族とともに日本一周の旅の後、「水のきれいなところに住みたい。」と、「水質日本一」に輝いた高津川の源流の町、吉賀町へ移住されました。

妻と子供2人の4人暮らしで、半農半X事業の活用により、農業の他、アルバイト等により生計を立てていらっしゃいます。

半農(有機農業: 米40a、栗15a等) + 半X(JA出荷ドライバー、鶏舎清掃、草刈、狩猟(狩猟免許H23年取得))

#### 【活用事業】

- 半農半X就農前研修経費助成事業(県)
- 半農半X定住定着助成事業(県・吉賀町)
- Uターンのための島根の産業体験事業((公財)ふるさと島根定住財団)



入口となる「ふるさと案内人」の町内案内に始まり、農家民泊の活用、本人の希望も踏まえた町による受入農家の紹介、移住者用お試し住宅の活用、空家の紹介、研修受入集落の方との信頼関係を基にした農地の紹介と、役場を中心とした人のつながりによりスムーズな定住に結びつけています。



## 3 都市との交流産業の振興

### 取り組みの方向性

#### 【地域資源を活かした観光振興】

- 近年、都市住民の中では、豊かな自然環境や伝統文化等に触れ、住民との交流を楽しむ新たな旅行スタイルに対するニーズが高まっています。中山間地域の自然環境や歴史文化遺産、農家レストラン、産直施設、農林漁業体験メニュー等の地域資源を活かした着地型観光を推進します。

#### 【田舎ツーリズムの推進】

- これまで、都市住民の方々に農山漁村での体験や農家民泊などを通じ、島根県の豊かな自然や文化、歴史、風土に触れ、地域住民との交流を楽しんでもらう「しまね田舎ツーリズム」を推進してきました。この取り組みに参加する農林漁家や地域グループを拡大するとともに、この仕組みを活用し、都市住民と中山間地域の住民との交流を促進します。
- また、農林漁業の体験が児童生徒に与える教育上の効果も高く評価されています。農林漁家民泊を中心とした体験型修学旅行等を推進し、受け皿となる地域の拡大や体験内容などの充実を図ります。

#### 【移住・交流ビジネス】

- 都市住民のふるさと回帰志向や田舎暮らし志向によりU I ターンや二地域居住へのニーズが高まっています。地方公共団体と民間企業が連携し、新たなビジネスとして展開しようとする全国的な動きに、島根県も参画するとともに、県内での推進を図ります。

#### 【都市部への情報発信】

- 市町村や地域住民、民間企業等、多様な主体の連携による移住・交流ビジネスを展開するため、ネットワークづくりに取り組み、都市部への効果的な情報発信、働きかけを推進します。

## 主要事業の概要

### 神々の国しまねプロジェクト

(観光振興課)

平成24年の「古事記編纂1300年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、魅力ある島根の歴史・文化を活用して広報宣伝や企画事業を県、市町村、民間団体等が一体となって全県で実施することにより、島根の存在感を全国にアピールし、本県の観光誘客を図るとともに、県民自ら歴史・文化の価値を再認識し郷土に対する誇りを醸成します。

### しまね観光誘客推進事業

(観光振興課)

観光案内サインなど観光基盤の整備のほか、高速道路を活用した誘客対策や閑散期の誘客対策の実施、新たな観光ビジネスに取り組む観光事業者等への支援を行います。

### しまね田舎ツーリズム推進事業

(しまね暮らし推進課)

農山漁村民泊や体験メニューづくり等について、規制緩和の実施や取り掛かりを支援することにより、民間主体の取り組みを支援します。

### 一社一村しまね

(しまね暮らし推進課)

市町村等が県外の企業や団体と、対等なパートナーシップのもとに交流を促進し、地域の体験施設の利用、特産品の販売など経済的な効果を含めた地域振興を図ります。

### 島根県交流・定住推進協議会

(しまね暮らし推進課)【再掲】

県、市町村、民間団体、企業等が連携して、都市住民との交流や島根への定住を推進します。

## 隠岐の島町 で取り組んでいます！

### 「しまね田舎ツーリズム」 隠岐の島町 民泊親和会

隠岐の島町では、観光協会が事務局となり町内の100軒程度の農家・漁家等を会員とする「民泊親和会」を設立し、体験型修学旅行の受け入れを行っています。

関西地方からの学校を中心として、年間1,000人程度の生徒たちを受け入れており、島特有の豊かな自然の中で、農業・漁業などの産業体験や自然体験など、様々な体験メニューを提供しています。また、民泊先の家庭においては、生徒たちを家族の一員として迎え入れ、一緒に食事を作ったり食卓を囲むなど、人と人との交流を深める取り組みを行っています。



#### 【概要】

- 取組内容：修学旅行、体験学習の受け入れ（農業・漁業体験や島暮らし体験の提供）
- 受入規模：年間500～1,000人
- 会員数：114 [平成23年度現在]（事務局：(社)隠岐の島町観光協会）



町内の各地区に民泊・体験施設があり、島を挙げた取り組みとなっていることから、学校に対し、地域全体として魅力をPRすることができるのと同時に、大人数の受け入れやニーズに応じた旅行商品の提供が可能になっています。

また、多数の会員で組織化して取り組んでいることから、各農家・漁家は、自分の都合に合わせて、無理なく楽しんで受け入れを行うことができます。

## 益田市 で取り組んでいます！

### WWOOF (ウーフ)

訪問者が農作業などを手伝う一方、地元の受け入れ農家が食事と寝室を提供するという「WWOOF (ウーフ)」という英国生まれのホームステイの取組みが、県内でも始まっており、国内外からの訪問者を受け入れています。

益田市二条地区の農家民泊「いわみの藁屋」では、この制度を利用して国内はもと

より、世界各国からの若者を受け入れています。ここでの体験をきっかけに定住された方もいます。



農家民泊に取り組んでいる御夫婦が、若者たちの優しい田舎の「お父さん・お母さん」役として、また地区の里の人の温かさや、田舎の自然を味わっていただく案内人として活躍されています。

## 重点テーマ

## Ⅲ

日常生活を支える  
諸機能の維持

## 現状と課題

- 中山間地域は、人口が少なく、山間部や海岸部に集落が点在しているため、人や物の移動、各種サービスの提供にコストがかかる不利な条件下にあります。このため、日常生活を支える医療機関・教育福祉施設・商業店舗・行政機関・金融機関等を効率的に運営することは、都市と比較して困難な状況にあり、これらの日常を支える機関や施設の統廃合や閉鎖が進んでいます。
- 全国的に医師・看護職員の不足が深刻化する中で、中山間地域はもとより、市部の中核的な病院においても医師・看護師不足が深刻化している一方、今後輩出される地域卒入学・奨学金貸与医師など若手医師の県内定着促進が課題です。
- 人口減少により、地域住民のつながりの中で維持されてきた「防犯機能」が低下する一方、今後、高齢化が一層加速することに伴い、住民が各種の犯罪や事故に巻き込まれることが懸念されています。
- 中山間地域の一部には、日常生活は元より災害時・緊急時には特に必要となる携帯電話を使用できない地域がいまだに残っています。
- 子どもの数が少なく、子育て家庭が点在する中山間地域においては、多様な保育ニーズへの対応が難しく、きめ細やかな子育てサポートが受けにくい状況にあります。
- 日常生活の拠点となる地域においても、医療・福祉・商業・教育・行政・金融等の施設や公共交通の乗り場等が分散していることも多く、移動手段を持たない高齢者のみの世帯の通院、買い物や学生の通学など移動手段の確保が大きな課題です。
- 生活路線のバスを運営する市町村の財政負担の増加や、利用者減による事業収支の悪化によって路線が廃止・縮小されており、行政・事業者・地域住民が地域交通のあり方を話し合うことが不可欠です。

## 重点施策

- 1 生活に必要な機能の確保
- 2 地域生活交通の確保

# 1 生活に必要な機能の確保

## 取り組みの方向性

### 【生活総合サポート】

- 中山間地域における高齢者の日常生活を支えるため、買い物支援、見守り、交通などの総合的な生活サポート体制整備を部局連携により総合的・一体的に支援します。

### 【商業機能の確保】

- 住民の日常生活を支えるため、新たな小売店舗の整備、商業振興のための空き店舗活用、移動販売の実施を支援します。

### 【医療連携と従事者確保】

- 県外からの医師招聘について引き続き取り組むとともに、地域医療支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援による県内定着促進を図ります。併せて地域医療再生計画事業による取り組みにより、地域医療の確保・充実に努めます。

### 【防犯対策の推進】

- 安全で安心して暮らせる地域を実現するため、駐在所等の警察施設を拠点として住民の安全を守るための態勢を強化し、警察官によるパトロール等の街頭活動を行うとともに、地域での見守り活動などを行う防犯ボランティア団体への支援など地域と連携した防犯活動を推進します。

### 【携帯電話不感地域の解消】

- 中山間地域においても携帯電話が利用可能となるよう、国の財政支援制度を活用して市町村、携帯電話事業者と連携し不感地域の解消に取り組みます。

### 【子育て環境の整備】

- 結婚して家族を持ち、子どもを生み育てたいと願う人の希望を実現し、安心して子育てができるよう、中山間地域の実情に配慮しながら、結婚や家庭を持つことを応援する地域づくりや子育てに対する様々な負担や不安の軽減、地域社会全体で子育て世代を支えていく環境づくりを進めます。

## 主要事業の概要

**住み続ける中山間地域生活サポート事業** (しまね暮らし推進課)【再掲】

中山間地域で安心して住み続けることができるよう、市町村が地域住民、商工団体、社会福祉協議会等と連携して取り組む買い物不便対策や見守り活動等の生活サポートを、総合的・一体的に支援します。

**地域商業活性化支援事業** (中小企業課)

商業機能を確保するとともに地域経済を活性化させるため、店舗や移動販売車の整備、空き店舗活用など市町村が商業者と協力して取り組む事業について支援します。

**地域医療再生計画事業** (医療政策課)

国の地域医療再生基金を活用し、医師不足が深刻な地域における医療従事者の確保やドクターヘリの導入などマンパワー不足を補うための体制を整備します。

**中山間地域治安対策事業** (県警本部)

地域の安全センターとしての役割を担う駐在所等警察施設の整備による機能強化や住民サービス向上等のための駐在所ネットワークの構築などにより、治安維持活動の基盤を強化し、地域の状況に即した効果的な警察活動を推進します。

**無線システム普及支援事業** (情報政策課)

携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正するため、過疎地域等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に支援します。

**しまね子育て支援プラス事業・しまねすくすく保育支援事業** (青少年家庭課)

児童数が少ない地域でも多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て支援を行うため、小規模な民間保育所の運営や特別保育事業並びに子育て支援センター、放課後児童クラブを支援します。

**益田市** で取り組んでいます！**「買い物支援(宅配)」 美都・匹見**

益田市美都町・匹見町では、近くに商店がない地区が増加し、日常の買い物に不便をきたしている住民が増加していることから、美濃商工会を中心に高齢者の買い物支援を検討し、週1回、配達員が注文品をご自宅までお届けするご利用サービス「美都・匹見らくらく便」を実施しています。

- 美都らくらく便では、美濃商工会と地元商業者で運営しており、商業者の方が利用者宅に伺い、配達と注文を受けます。
- 匹見らくらく便では、美濃商工会、地元商業者に加え、益田市社会福祉協議会も参加して運営しています。利用者は商店に直接注文し、宅配は社協が利用者宅に届けています。



地元商業者、商工会及び社会福祉協議会が一体となって実施しており、単なる買い物宅配サービスだけではなく、一人暮らしの高齢者世帯への安否確認等、福祉面でも役立っています。

## 2 地域生活交通の確保

### 取り組みの方向性

#### 【路線の維持・確保】

■日常生活を支える機関や施設が統廃合されたことで、それらの施設を利用するために相当の距離の移動が必要な地域が増えています。そのため、地域住民にとって主要な交通手段である生活路線のバスが存続できるよう支援します。

#### 【交通空白地域の解消】

■交通空白地域の解消に向けて、地域主体の取り組みが進むよう、多様な手段を提示しながら、地域の実情に応じた持続可能な方策の導入を働きかけ、総合的に支援します。

### 主要事業の概要

#### バス路線運行維持事業

(交通対策課)

必要な生活交通が確保できるよう支援します。

#### 交通空白地域解消支援事業

(交通対策課)【再掲】

生活交通のあり方を総合的に検討し、地域の実情に応じた新しい交通システムを導入しようとする市町村に対して、地域の実情に応じた運行形態の検討や必要な車両購入等を支援します。

## 飯南町 で取り組んでいます！

### 「自治会輸送」 谷自治振興会

平成21年度より町営バス廃止に伴い交通空白地帯が生じていましたが、谷自治振興会（飯南町谷地区の約90戸全世帯が構成員）が輸送支援活動を行い病院や買い物などの高齢者の移動手段として、着実に利用実績を伸ばし地域交通として重要な役割を果たしています。



#### 【取り組みの仕組み】

- 輸送活動に使用する車両は飯南町から谷自治振興会へ無償貸与されています。
- 運転手は、谷自治振興会メンバーによるボランティアです。
- 運転手は、2種免許の所持もしくは国土交通大臣認定の受講者であることが要件です。
- 同地区に配置されている地域おこし協力隊も運転手として活躍しています。
- 利用者は、燃料費相当を実費として負担します。

ここが  
ポイント

中心となる方に強いリーダーシップがあり、地域全体として共同体意識が高く互助精神が息づいているので継続的な活動ができています。

重点テーマ

## IV

農林地等の  
地域資源の維持・保全

## 現状と課題

- 中山間地域では、過疎化・高齢化により農地や森林の利活用が減少しており、農林地や農業用施設等をこれまでどおり適切に保全管理していくことが難しくなっています。このため、農林地等の荒廃が進み中山間地域が持つ国土保全や水源かん養などの機能の維持が困難になりつつあります。
- 所有権者の転出や相続により地域外に住む相続人へ所有権が移転された結果、管理されない農林地や家屋が増えており、景観上や防犯上も大きな課題となっています。
- また、今後、所有者や土地の境界が不明確になる恐れがあり、急増する所有者が不在となっている林地や家屋について、現在の法制度上の制約などから地域での管理や利用がしにくい状況が生まれています。
- 中山間地域では、イノシシ、サル、クマ及びシカなどの野生動物が出没し、農作物等の被害が深刻となっており、耕作放棄の原因の一つとなっています。

## 重点施策

## 1 農林地等の地域資源の維持・保全

# 1 農林地等の地域資源の維持・保全

## 取り組みの方向性

### 【維持保全活動の推進】

- 過疎化や高齢化が進行し、農林地や農業用施設等をこれまでどおり適切に保全管理していくことが難しくなっていることから、集落営農組織等の育成や森林管理の長期受委託などを進め、地域の農林地を効率的に維持管理することで、耕作放棄地や荒廃森林の発生を抑制します。
- また、各種広報等により現状を伝え、どのように利用・保全していくか幅広い観点から合意形成に努めるなど、農林業従事者だけでなく、非農家などの地域住民やNPO法人、企業などが一体となった保全管理活動を推進します。
- 空き家や農地の情報提供によるUIターンの促進や企業参入の推進など新たな担い手による利用を図ります。

### 【利活用方策の検討】

- 農林地や家屋等の地域資源を維持保全し、将来的な活用を図ると共に、将来所有者が不明となることを防ぐために、所有権や管理の状況を調査して情報のデータベース化を進め、関係機関・団体等が共有するとともに広く提供する体制をつくります。
- 所有者が不明な場合や所有者の同意を得ることができない場合には、市町村や集落（地域コミュニティ）が、放置された林地や空き家等を活用することが難しいため、具体的な活用法などを検討します。
- 放牧やバイオマス事業など、耕作放棄地や荒廃する里山を利活用する方策を研究し、農林地の保全管理に効果の高いものについて、普及推進していきます。

### 【有害鳥獣対策の推進】

- 有害鳥獣による被害を防止するため、集落点検や追い払い活動など集落ぐるみで取り組む鳥獣対策の強化を支援します。

## 主要事業の概要

### 中山間地域等直接支払制度

(農業経営課)【再掲】

中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、農業・農村が有する多面的機能(水源かん養、洪水防止等)を確保する取り組みを通じて、集落や集落間の連携等による農業生産活動を支える仕組みづくりを支援します。

### 中山間ふるさと水と土基金事業

(農村整備課)

中山間地域における地域住民による共同活動を支援することによって、農地や農業用施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域の活性化を推進します。

### 農地・水保全管理支払交付金

(農村整備課)【再掲】

地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動及び農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化のための取り組みに対し支援します。

### 水と緑の森づくり

(林業課)

#### <森づくり推進事業、みーもの森づくり事業、再生の森事業>

公益的機能が失われつつある森林荒廃林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐための取り組みを推進します。

### 森林整備地域活動支援交付金

(林業課)

H24からの森林計画制度における森林経営計画の策定を支援する「森林経営計画の作成促進」、森林の施業・経営の集約化活動を支援する「施業集約化の推進」森林施業の実施に必要な「作業路網の改良活動」等の地域活動を支援し、森林の多面的機能の発揮を確保します。

### ふるさと島根定住推進事業 (UIターン住まい支援事業) (しまね暮らし推進課)

島根県建築住宅センターが市町村と連携して空き家のデータベース化を進め、UIターン希望者に情報提供するとともに、住宅関係事業者と協力して相談窓口となり、UIターンの促進と空き家の利活用を図ります。また、空き家の改修費の一部助成を行い、UIターン希望者の住居確保を図ります。

### 地域貢献型再生可能エネルギー創出モデル事業

(地域政策課)

地域に貢献する再生可能エネルギーの導入に必要な経費(協議会等の運営、調査研究、計画作成、設計等)を支援することにより、中山間地域の活性化に取り組みます。

### 有害鳥獣被害対策交付金

(森林整備課)

有害鳥獣による農林作物への被害を未然に防止するため、有害鳥獣捕獲、電気柵等の侵入防止、緩衝帯の設置等のほか、放置作物処理等の取り組みを進めるリーダー養成など総合的な対策を推進します。

## 森づくりは海づくりin浜田実行委員会

水資源のかん養、県土保全、緑の景観等全ての県民が等しく享受している安全、安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、平成17年度に「島根県水と緑の森づくり税条例」を制定しました。

この税を財源として、荒廃した森林の再生を図るとともに、県民のアイデアと参加により、新たな森づくりの取り組みを行っています。

森づくりは海づくりin浜田実行委員会では、この事業を活用し、「森は海の恋人」を合言葉に、次世代へも川や海の幸を受け続けるため、漁業・林業関係者・児童生徒らが共同で植栽活動をおこなっています。



マツ枯れによって荒廃した海岸線に抵抗性松を植える自治会の皆さんや、地域の高齢化によって管理できなくなった里山を小・中学生等と共に整備するなど、地域の実情にあった様々な森づくりが地域住民の熱意とアイデアによって行われています。



## 4 成果指標等の設定と成果の公表

この計画の実効性を確保するため、重点施策毎の成果指標を目標値とし、計画の進行管理を徹底するとともに、施策の成果を県民に公表し、活性化に向けた市町村、地域住民、民間団体等の主体的な取り組みを誘発するよう努めます。

成果指標と目標値は、島根総合発展計画に掲げた成果参考指標と目標値を中心に設定します。

重点テーマⅠ		持続可能な地域社会の仕組みづくり		
重点施策	成果参考指標	平成23年度 (現状)	平成27年度 (目標)	総合 発展計画
①多様な主体の参画による、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくり	地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数(累計)	131組織	210組織	Ⅱ-5
	地域貢献型集落営農組織数(累計)	188組織	288組織	Ⅱ-5
	NPO法人の認証数	245法人	285法人	Ⅲ-2
②U・Iターンの推進による担い手の確保と人材誘致	U・Iターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	28人	35人	Ⅰ-5

重点テーマⅡ		地域に活力を生む産業の振興		
重点施策	成果参考指標	平成23年度 (現状)	平成27年度 (目標)	総合 発展計画
①地域資源を活用した産業振興	地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数(累計)	15件	30件	Ⅰ-4
	有機農業の年間取組面積	270ha	310ha	Ⅰ-2
	県産原木自給率	27%	35%	Ⅰ-2
	漁業年間生産額	200億円	220億円	Ⅰ-2
②農林水産業の担い手の確保・育成	農林水産業の新規就業者数(4年間の累計)	940人 (H20~23)	1,000人 (H24~27)	Ⅰ-2
	認定農業法人数	260法人	350法人	Ⅰ-2
	特定農業法人・特定農業団体数	174組織	210組織	Ⅰ-2
③都市との交流産業の振興	しまね田舎ツーリズムの受入人数	6,720人 (H22)	7,500人	-

重点テーマⅢ		日常生活を支える諸機能の維持		
重点施策	成果参考指標	平成23年度 (現状)	平成27年度 (目標)	総合 発展計画
①生活に必要な機能の確保	中山間地域で移動販売車整備等に取り組む商店等の年間数	24件	16件	I-4
②地域生活交通の確保	交通空白地域解消に取り組む年間地区数	1地区	10地区	-

重点テーマⅣ		農林地等の地域資源の維持・保全		
重点施策	成果参考指標	平成23年度 (現状)	平成27年度 (目標)	総合 発展計画
①農林地等の地域資源の維持・保全	中山間地域等直接支払制度協定面積	12,833ha (H22)	13,100ha	-
	鳥獣対策集落協議会設置数 (累計)	17組織	30組織	Ⅱ-5
	県民協働の森づくり活動 年間参加者数	69,000人	72,000人	Ⅲ-4

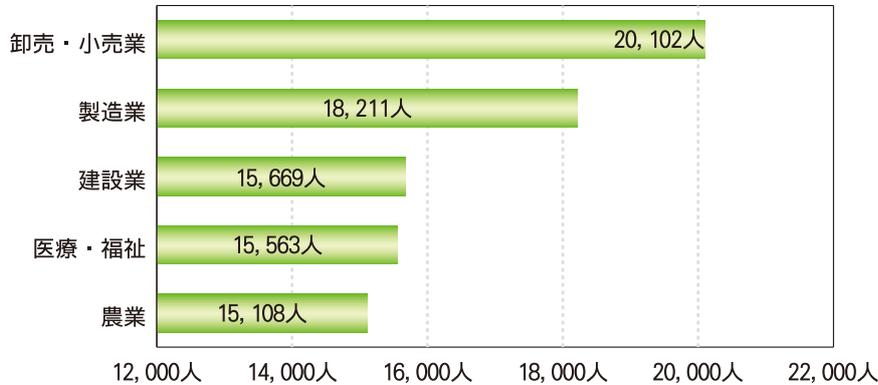
# 資料編

## 統計上の数値の扱いについて

- 「資料1 中山間地域の現状」では、鳥根県の中山間地域のデータを掲載していますが、統計資料から正確なデータを抽出することができない場合があります。
- 可能な限り正確に中山間地域の状況を把握するため、統計ごとに最適な方法によって「中山間地域」のデータとして集計しています。集計方法は下記の3つのタイプに分類されます。
  - タイプA … 「鳥根県中山間地域活性化基本条例」に基づく中山間地域全体で集計
  - タイプB … 辺地を除く中山間地域で集計
  - タイプC … 平成16年9月30日における市町村（市町村数59）のうち、全体が中山間地域であった市町村（市町村数44）で集計

## 産業別就業者数・農業産出額

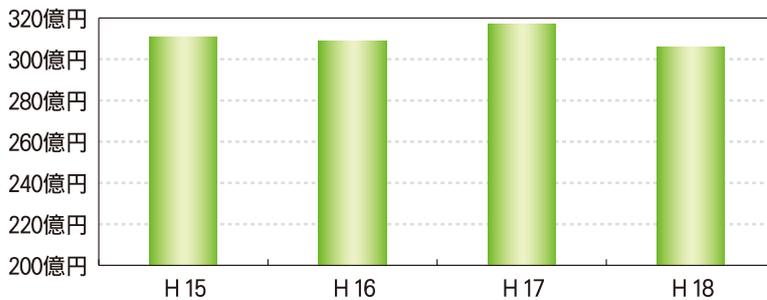
### 産業別就業者数上位5業種



●中山間地域では、卸売・小売業、製造業、建設業の就業者が多くなっています。

資料：平成17年国勢調査より作成  
中山間地域の集計方法：タイプD

### 農業産出額の推移



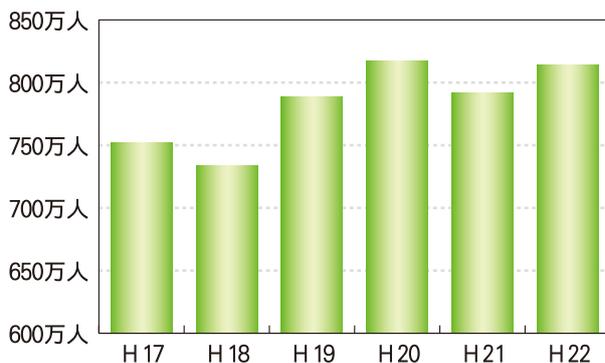
●中山間地域の農業産出額は横ばいの状況です。

資料：生産農業所得統計より作成  
中山間地域の集計方法：タイプC

## 観光客数

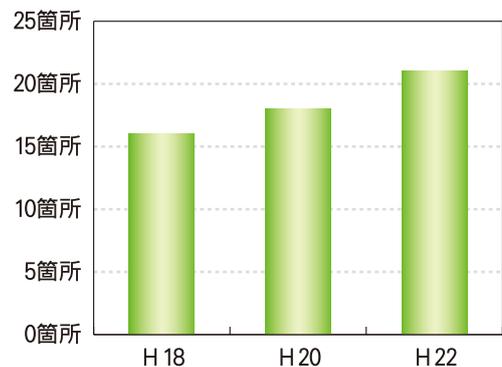
- 近年、景気後退や震災の影響により観光事業は厳しい状況ですが、本県では、石見銀山遺跡など、近年集客を高めた地域もあります。
- 道の駅のように、中山間地域の資源を活用した交流・販売の拠点となる施設の整備が進んでいます。

### 中山間地域の観光入り込み客数の推移



資料：島根県観光動態調査より作成  
中山間地域の集計方法：タイプD

### 中山間地域の道の駅

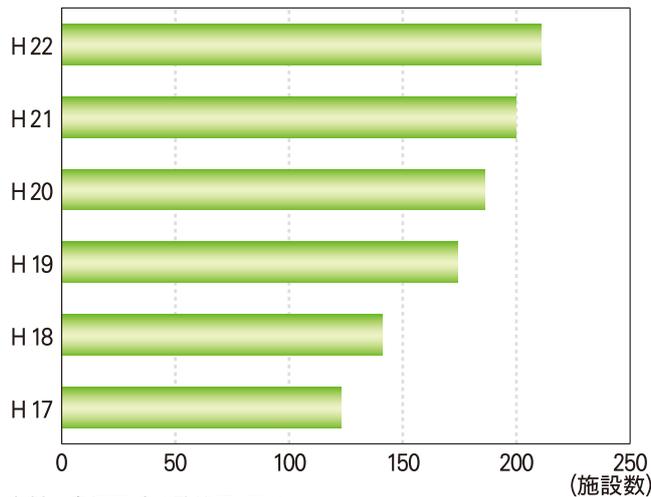


資料：島根県地域政策課調べ  
中山間地域の集計方法：タイプD

## ■ しまね田舎ツーリズム

- 島根県では、豊かな自然・歴史・風土・文化に触れて地域の人たちの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズムやエコツーリズムなどを総称し、「しまね田舎ツーリズム」として推進しています。

### しまね田舎ツーリズムの施設数



資料：島根県地域政策課 調べ  
調査対象：島根県全体

- 島根県では、一定の条件<sup>※1</sup>を遵守してもらうことで、旅館業法・食品衛生法の許可を不要とし、農林漁家が民泊を気軽に始めることを可能にしています。しまね田舎ツーリズムを実践する施設数は着実に増加しています。

※1…一定の条件の主なものについては以下のとおり  
 ・しまね田舎ツーリズム推進協議協議会へ加入  
 ・衛生講習会への参加  
 ・宿泊料を徴収しない  
 ・食事は共同調理とする など

## ■ UIターン

- (公財)ふるさと島根定住財団では、市町村等と連携して島根県へのUIターンを考える人への情報提供や様々な支援事業を実施しています。代表的なUIターンの取り組みとしては、産業体験事業や無料職業紹介事業があります。

### 産業体験事業の状況

■ 体験修了者数	1,271人
■ うち 定着者人数	596人
■ 定着率	46.9%

資料：地域政策課 作成（平成23年3月現在）  
調査対象地域：島根県全体(平成8年からの累計)

産業体験事業とは、県内で農林水産業等の産業体験を行う場合に滞在に要する経費を助成するもので、平成8年から実施しています。

### 無料職業紹介事業の状況

■ 求職登録の状況	850人
■ 就職決定者数	416人

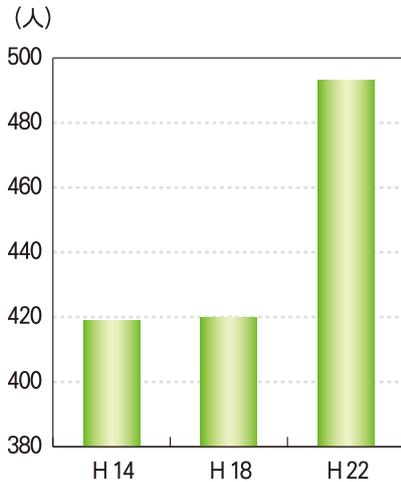
資料：地域政策課 作成（平成23年3月現在）  
調査対象地域：島根県全体（平成18年からの累計）

無料職業紹介事業とは、UIターン就職を考える県外の方と島根県内の企業とを仲介するもので、平成18年から実施しています。

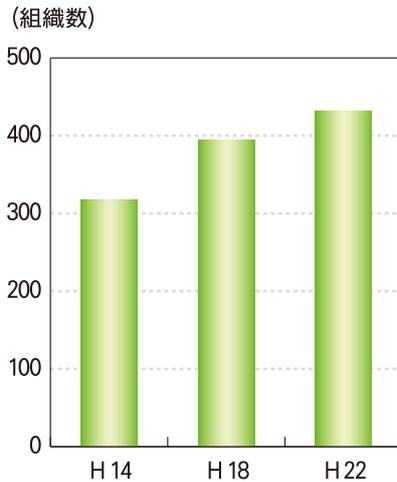
## 農業の担い手

●新たな農業の担い手が増加しています。

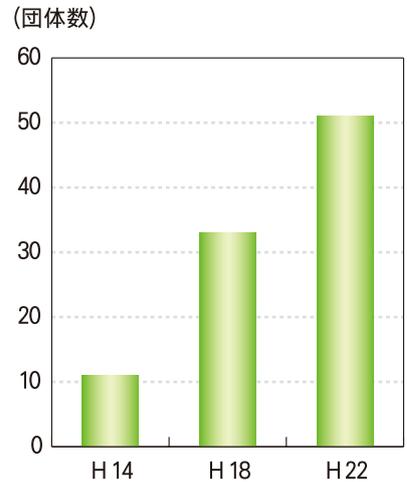
### 認定農業者数の推移



### 集落営農組織数の推移



### 農外企業参入数の推移

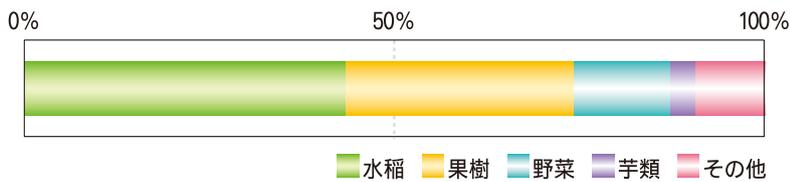


資料：島根県農業経営課 調べ  
中山間地域の集計方法：タイプD

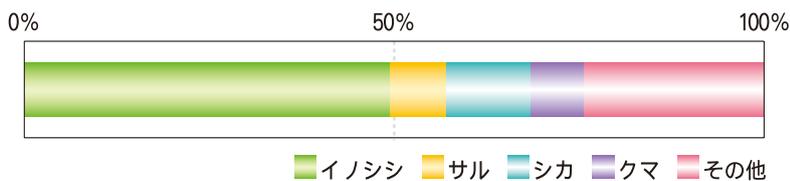
## 農林地保全の状況

- 農地に占める耕作放棄地の割合が増加しています。
- 被害を受ける作物の43%が水稲、次いで果樹が31%です。
- 被害を与える鳥獣の約50%がイノシシとなっています。
- 農地（経営耕地+耕作放棄地）に占める耕作放棄地の割合が上昇しています。

### 鳥獣被害（被害を受ける作物の種類）

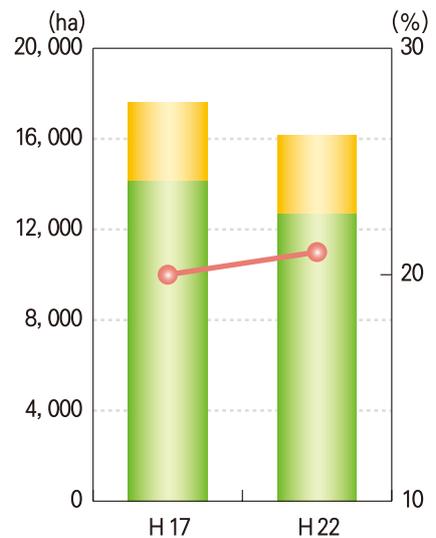


### 鳥獣被害（被害を与える鳥獣の種類）



資料：島根県 鳥獣対策室 調べ  
対象地域：島根県全域

### 耕作放棄地率の推移



● 耕作放棄地面積  
● 経営耕地面積  
● 農地に占める耕作放棄地の割合

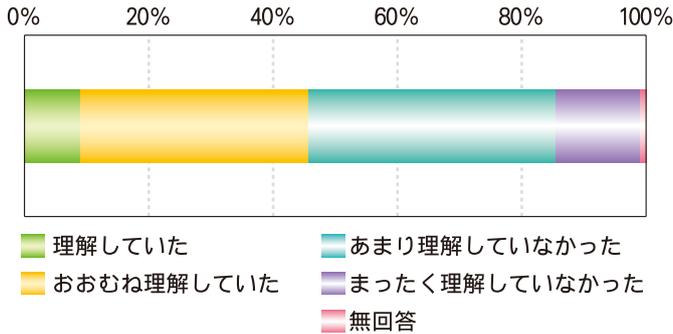
資料：農林業センサス より作成  
中山間地域の集計方法：タイプC

## ■ 中山間地域に対する意識（理解度）

- 4割を超える人が、中山間地域を理解していた（「おおむね理解していた」を含む）と回答しています。

### 中山間地域に対する理解

問：あなたは次に記述した「中山間地域」について、どの程度ご存知でしたか。

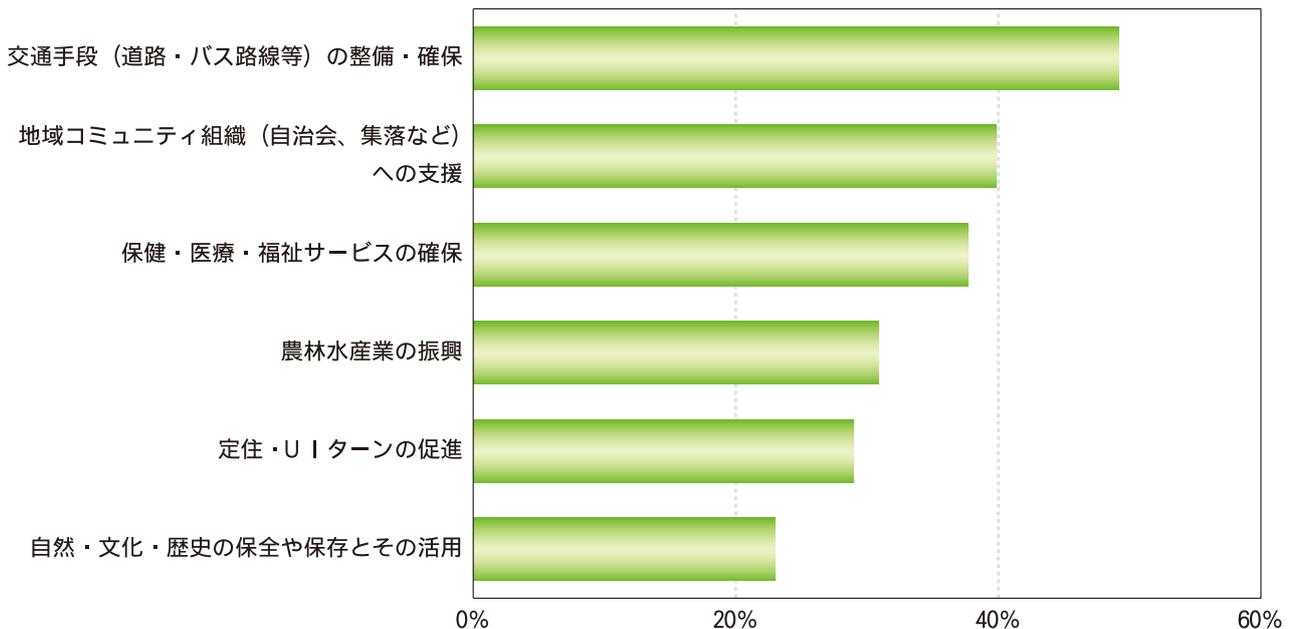


資料：平成23年 県政世論調査  
調査実施地域：島根県全域

## ■ 中山間地域に対する意識（対策）

- 「交通手段の整備確保」、「地域コミュニティ組織（自治会、集落など）への支援」、「保健・医療・福祉サービスの確保」に対する希望が特に高くなっています。

### 中山間地域の維持・活性化のために力を入れるべきと思う行政の対策（上位6項目まで）



資料：平成23年 県政世論調査  
調査実施地域：島根県全域

## 島根県中山間地域活性化基本条例

(平成十一年三月十二日 島根県条例第二十四号)

豊かな自然と文化資源に恵まれたわたしたちのふるさと島根県において、中山間地域は県土の大部分を占めており、地域住民の生活の場として重要な位置を占めているのみならず、土砂流出や洪水の防止、水資源涵養等の国土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能など、県民生活を営む上で多面的かつ重要な機能を担っている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少が続き、急速に高齢化が進行している。今や中山間地域の有する公益的機能の維持保全はもとより、その一部には地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態も生じている。

わたしたちは、このような厳しい状況を克服し、誇りの持てる地域づくり、魅力ある雇用の場づくり、住みよい環境づくり、環境・資源の維持保全を実現して、豊かで住みよい中山間地域を形成することが、本県の均衡ある発展と県勢の振興を図る上において不可欠であると認識し、中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、中山間地域の活性化に向けて最大限の努力を払うことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、過疎化及び高齢化が急速に進行し、地域社会の維持存続が困難な状況にある県内の中山間地域の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする。

### (中山間地域)

第二条 この条例において「中山間地域」とは、産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利な地域であって、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則で定める区域をいう。

### (公益的機能の理解及び維持増進)

第三条 県民は、農林水産物の供給、豊かな自然環境の提供、水資源涵養、洪水防止等の国土保全、大気の浄化等の環境保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、その維持増進に努めなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、中山間地域の活性化を図るための計画を策定し、これに基づく総合的な施策を実施する責務を有する。

### (市町村の責務)

第五条 中山間地域を有する市町村は、当該市町村の自然的社会的諸条件に応じた中山間地域の活性化に関する総合的な施策を策定し、計画的にこれを実施するものとする。

(報告)

第六条 知事は、中山間地域の活性化に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(政策形成機能の発揮)

第七条 県は、中山間地域が抱える社会経済的問題及び中山間地域における農林水産業の生産振興に関する調査研究を行うための機能を整備し、関係市町村、関係団体及び地域住民が、自主的に課題の解決に取り組むために必要な情報提供を行うとともに、県自らが広域的観点から中山間地域の活性化に資する政策の形成に取り組むものとする。

(定住環境の整備)

第八条 県は、中山間地域における定住環境の整備を図るため、関係市町村と協力し、道路、下水道等の社会生活基盤の整備その他の生活基盤の整備についての必要な施策を講ずるものとする。

(活力ある中山間地域の創造)

第九条 県は、活力ある中山間地域の創造に資するため、関係市町村と協力し、農林水産業の振興、総合的な保健・医療・福祉施策の推進、商工業の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域に対する支援)

第十条 県は、中山間地域の地域資源の活用、農地の保全その他の中山間地域の公益的機能の維持増進を図るため、中山間地域の活性化を図る事業に対して積極的な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、中山間地域の活性化に関する施策を推進するため、基金の積立て等必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

## ○島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

平成11年3月30日

島根県規則第22号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則をここに公布する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(中山間地域)

第2条 条例第2条の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で同項に規定する過疎地域であった区域
  - (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
  - (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 2 前項に定める区域のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする。
- (平16規則66・全改)

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第71号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 1. これまでの経緯

平成 8年 2月	「島根県中山間地域活性化基本構想」を策定 [～H22年度]
平成11年 2月	議員提案により「島根県中山間地域活性化条例」を制定 「中山間地域活性化基金」を設置
平成13年 2月	「島根県中山間地域活性化計画」を策定 [H13年度～H16年度]
平成17年 3月	「島根県中山間地域活性化計画」を3年間延長 [～H19年度]

## 2. 主要事業

- (1) **中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業** [H11年度～H13年度]  
住民自らの話し合いに基づき「活性化プラン」を策定し、集落の維持・活性化に向けて自主的に取り組む集落を支援しました。(次ページ参照)  
対象集落数：1,374 (集落要件：高齢化率35%以上)
- (2) **中山間地域元気な集落づくり事業** [H14年度～H15年度]  
高齢化が進行しつつある集落の維持・活性化に向けた基本計画となる「元気な集落づくり計画」を策定し、集落等が行う取り組みを支援するため、「中山間地域集落活性化基金」を設置する市町村を支援しました。  
設置市町村：31市町村(市町村基金の総額：840百万円)
- (3) **中山間地域リーディング事業** [H17年度～]  
中山間地域が抱えている諸課題のうち、早急に対応すべきテーマである「地域資源を活用した産業振興」と「コミュニティの形成」について、主体的・先導的な取り組みを実施している市町村をリーディング地域として指定し、県職員が駐在するなど地域や市町村と一体となりながら、必要とされる施策を各部局連携のもと、柔軟かつ機動的に実施しています。(次ページ参照)  
指定地域：益田市匹見町、海士町、美郷町、飯南町、川本町、吉賀町

## 3. 島根県中山間地域研究センター

平成10年4月に開設した中山間地域を対象とする全国初の研究機関であり、中山間地域の振興施策の調査研究や地域づくりの支援、農林水産業が一体となった複合的技術研究など、中山間地域の振興策に総合的に取り組んでいます。

## 中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業の取り組み状況

### 1 圏域別取り組み状況

総務 事務所等	事業対象 集落総数	取り組み 市町村数	策定 集落数	プラン 総数				策定率
					対象集落 単独	対象集落 共同	非対象 集落共同	
松江	60	6	60	54	50	3	1	100.0
木次	166	9	164	148	119	6	23	98.8
出雲	75	7	75	50	35	3	12	100.0
川本	496	10	494	400	333	27	40	99.6
浜田	249	6	249	156	113	18	25	100.0
益田	278	7	272	205	160	20	25	97.8
隠岐	50	7	50	49	48	1	0	100.0
合計	1,374	52	1,364	1,062	858	78	126	99.3

### 2 分野別取り組み事例

産業興しのな取り組み	・・・	249プラン
文化振興的な取り組み	・・・	450プラン
環境保全的な取り組み	・・・	593プラン
健康・福祉的な取り組み	・・・	145プラン
交流をテーマとした取り組み	・・・	213プラン

## 中山間地域リーディング事業の概要

指定地域	事業実績概要
<p>益田市旧匹見町 (H17~19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源を活用した産業の振興               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「匹見わさび」の再興</li> <li>・広高山の田畑造成 9.6ha</li> <li>・新規参入のための「わさびカレッジ」開講</li> <li>・増産分の対応→加工施設整備、大手業者への働きかけ</li> <li>・販路開拓、拡大（商談会、飲食店モニター販売等）</li> </ul> </li> <li>○地域資源を活用したグリーンツーリズムの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流人口の拡大（萩の舎、写真コンテスト、美濃地屋敷イベント）</li> <li>・ひきみ学舎による観光客受け入れ、ネットワーク組織構築</li> </ul> </li> <li>○交流結節点の整備に併せた交通・物流システムの整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通対策 デマンド式バスの稼働（H19~） 路線バスが通っていなかった奥の集落への運行拡大、</li> <li>・道川地区の交流・交通・物流結節点の効率的整備</li> </ul> </li> <li>○定住対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌発行、定住アンケート、空き家バンク、空き家情報HP</li> </ul> </li> </ul>
<p>美郷町 (H17~19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田舎ツーリズムの展開               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育グリーンツーリズムの受け入れ実施（比之宮、都賀、長藤地域）</li> <li>・美郷町田舎丸ごと体験推進協議会の設立（21戸）</li> <li>・銀山街道ガイド養成講座開講、護る会発足とガイド部会設置</li> <li>・銀山街道マップ、説明板、看板の設置</li> </ul> </li> <li>○地域特産品の開発と振興               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産法人「有機の美郷」設立(H17. 5)、大麦若葉生産開始</li> <li>・おおち「山くじら」（イノシシ肉）の特産品展開 町内2カ所で食肉販売業取得、精肉販売開始 県外卸会社との契約・販売開始、加工品の販売 衛生マニュアル、パンフ作成、HP作成</li> </ul> </li> <li>○集落コミュニティの再生               <ul style="list-style-type: none"> <li>・粕淵商店街の活性化 空き店舗を利用した交流拠点施設「わいわいサロン」設置</li> <li>・地域コミュニティ計画の策定（13自治会）</li> <li>・地域リーダー養成「元気塾」の開催</li> <li>・定住促進のための「田舎暮らしコーディネーター」を配置</li> <li>・空き家情報を町HPで公開</li> </ul> </li> </ul>

<p>海士町 (H17~19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○CASシステムを活用した産業創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イワガキ、白いか、真鯛のオリジナル商品化と総菜等の加工品開発</li> <li>・販路開拓：外食チェーン店、百貨店、通信販売、スーパーマーケット</li> </ul> </li> <li style="padding-left: 40px;">上海への輸出開始(H19. 7月)</li> <li>○海士の塩からの製品づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩精製施設(御塩海士司所)の整備</li> <li>・販路開拓：町内直売所、ホテル</li> <li>・塩を利用した加工品(梅干し等)の商品化</li> </ul> </li> <li>○隠岐牛ブランド化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農外企業参入による畜産業の展開</li> <li>・隠岐牛のブランド化による販売促進</li> <li>・H18. 3.27 初出荷、H18.10月から10頭出荷</li> </ul> </li> </ul>
<p>飯南町 (H19~20)</p>	<p>飯南町生命産業創造事業 ～小さな田舎からの『生命地域』宣言～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林セラピーツアー実践プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林セラピーと、食事・温泉・宿泊等による「森林セラピーツアー」の展開、及び交流人口の拡大。</li> </ul> </li> <li>○健康食品開発プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマトイモの普及啓発及び販売促進と高付加価値化</li> <li>・薬草木の特産品化等による新産業の育成、森林セラピーとの連携</li> </ul> </li> <li>○里山コミッション(推進組織)の育成</li> </ul>
<p>川本町 (H19~20)</p>	<p>地域資源を活用した“健康”による活性化プラン ～かわもと“夢と元気”創造プロジェクトの推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○かわもと健康ツーリズムの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康の付加価値をプラスしたツーリズムプログラムの提供(温泉・音楽療法、森林浴、薬膳料理等)</li> <li>・食と農をテーマとした田舎暮らし体験(エゴマ収穫とエゴマ料理体験等)</li> </ul> </li> <li>○道の駅を拠点とした情報発信機能の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力の食メニューの開発、販売促進</li> <li>・加工グループの育成と産直市の充実</li> </ul> </li> <li>○24時間安心・安全な「医・食・住」の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有遊休施設を活用した医療機関との連携による健康産業の創出</li> <li>・エゴマの機能性研究と生産、販路拡大</li> <li>・多機能型総合給食加工施設の検討</li> <li>・「医・食・住」を結びつける地域交通システムの導入</li> </ul> </li> </ul>

吉賀町  
(H19~20)

自然回帰劇場の創出 ～吉賀スタイルの“お裾分け”～  
有機農産物と都市農村交流の一体的推進

○農林畜産業の創生

- 安心、安全な農産物づくりの推進
- 耕作放棄地の利用促進
- 手づくり、技の継承
- 地産池消の推進
- 流通の拡大
- 特産品の開発
- 農業公社の事業拡大

○定住・都市農村交流の推進

- 都市と農村の交流の促進  
農業体験施設、中長期滞在施設の整備、体験交流プログラムの開発、一社一村運動の推進 など

• U I ターンの促進

新規就農支援システムの開発、空き家バンクの充実、官民一体となった定住支援組織の設立

○人づくりの推進

- 中核プレイヤーの育成
- 地域の機運醸成

## 中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業の概要

### 各地域での取組状況（①浜田市）

#### 各公民館の範囲を基本とした「まちづくり推進委員会（※）」の設立が目標

※浜田市総合振興計画における自治会をはじめ各種団体で構成する新たな住民自治組織

弥栄（やさか）地区		人口	世帯数	集落数	高齢化率
		1,619人	735世帯	27集落	43.0%
多様な主体の連携組織	<p>【H20】弥栄らぼ（H20.4.28設立）</p> <p>【H21】弥栄自治区活性化検討委員会（H21.4.1～H22.3.31）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員構成 公民館、保育園、山村振興財団、弥栄らぼ代表及び公募による住民</li> <li>・事務局 弥栄支所</li> <li>・報告書 事業施策提案書（H22.3）</li> </ul> <p>【H22】「まちづくり推進委員会」を設置</p>				
地域マネージャー	【H20のみ】公募により決定（1名：島根県立大学生）				
主な活動状況	<p>〈弥栄らぼ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活・作業支援（草刈り、農作業、除雪など）</li> <li>●上記支援の対価としての農産物等を「弥栄ショップ」で販売</li> <li>●空き家調査</li> <li>●集落聞き取り調査</li> </ul> <p>〈弥栄自治区活性化検討委員会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●弥栄自治区が目指すべき活性化目標、各種事業提案を記した「事業施策提案書」をとりまとめた（H22.3）</li> </ul>				

波佐（はざ）・小国（おぐに）地区		人口	世帯数	集落数	高齢化率
		865人	331世帯	22集落	42.3%
多様な主体の連携組織	<p>縁の里づくり委員会（H20.9.18設立）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員構成 自治会、公民館、営農組織、産直グループ等</li> <li>・事務局 公民館職員、自治会代表等3名</li> </ul> <p>※「まちづくり推進委員会」として位置づけ</p>				
地域マネージャー	地区内の人材から選考（2名：生産振興担当と生活安全担当）				
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生産振興部会」「生活安全部会」を設置</li> <li>●住民アンケート調査</li> <li>●ワークショップの開催</li> </ul> <p>アンケート調査により浮き彫りとなった課題を集落単位で整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会報誌の発行</li> </ul> <p>〈生産振興部会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●野菜・果樹・加工等の講習会の実施</li> <li>●産直市の試行。NPO法人、民泊団体の設立。「小波の郷」の整備。</li> </ul> <p>〈生活安全部会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「緊急連絡カード」を全世帯に配布</li> <li>●野菜集荷に併せた見守り活動の実施</li> <li>●小国マップの作成</li> </ul> <p>史跡名所等地域資源、独居世帯、荒廃農地、空家データ等掲載</p>				

## 各地域での取組状況 (②益田市)

地区振興センター（公民館に併設）の範囲で、地域づくり組織とセンターとが連携する形が目標

種（たね）地区	人 口	世帯数	集落数	高齢化率
		346人	121世帯	11集落
中核となる地域づくり組織	種の明日を夢見る会（H17.3.27設立） ・会員構成 住民有志 ・事務局 会員個人			
地域マネージャー	設置しない。 各地区センター職員による地域活動支援			
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃校の活用（加工所等） 旧種小を開放。加工場や神楽団倉庫、貸し作業場として利用</li> <li>●生産・加工体制の整備 加工グループ「種まなびや工房」を設立。 仕出しも開始</li> <li>●特産品の開発、販路開拓 草餅の全材料地元産をめざす 他に乾燥たけのこ、コンニャク、梅干し等生産。地元スーパーへ出荷</li> <li>●中山間直接支払サポート体制の整備と耕作放棄地対策</li> <li>●出身者等へのふるさと小包 送付対象の拡大</li> <li>●デマンドバスの運行</li> <li>●定住対策 希望者への情報提供。家、土地、畑仲</li> </ul>			

二川（ふたかわ）地区	人 口	世帯数	集落数	高齢化率
		313人	135世帯	11集落
中核となる地域づくり組織	二川の未来を創る会（H17.9.14設立） ・会員構成 住民有志 ・事務局 地区振興センター			
地域マネージャー	設置しない。 各地区センター職員による地域活動支援			
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークショップ等による課題整理</li> <li>●地域資源マップの作成</li> <li>●アドバイザー派遣事業の受入 国交省事業にてアドバイザーを受入。資源調査、棚卸しを実施</li> <li>●自治会輸送検討</li> <li>●助け合いシステムの構築 五人組の設立・見直し 安全・安心カードの普及、更新</li> <li>●美都温泉連携事業 各種温泉を核とするイベントへ応援参加</li> <li>●集落営農組織「一心田助」設立</li> <li>●特産品開発 ゆず畑の現況調査、柚子をベースとしたアイディア料理コンテスト</li> <li>●花いっぱい運動の実施</li> <li>●柚子の一戸一本運動の推進</li> </ul>			

匹見下（ひきみしも）地区		人口	世帯数	集落数	高齢化率
		348人	180世帯	17集落	64.9%
中核となる地域づくり組織	匹見下地区地域づくり協議会（H17.5.24設立） ・委員構成 連合自治会、婦人会、老人会、生産組合等の代表 ・事務局 地区振興センター				
地域マネージャー	設置しない。 各地区センター職員による地域活動支援				
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民ヒアリング調査</li> <li>●土地棚卸し調査（後継者や農地の状況）</li> <li>●旧澄川小学校の活用方策検討</li> <li>●過疎交通対策の検討</li> <li>●田舎ツーリズムの検討・推進</li> <li>田舎ツーリズム部会の設置(自治会役員中心)</li> <li>田舎体験を実施する組織「匹見ふるさとを興す会」の設置</li> <li>田舎体験提供者のスキルアップ研修</li> <li>川崎市サマーキャンプ受け入れ</li> <li>●ひきみボランティア制度の活用</li> <li>●役の整理に向けた検討</li> </ul>				

### 各地域での取組状況（③雲南市）

公民館の範囲を基本にした地域自主組織（全地区設立済み）による地域運営の実現が目標

波多（はた）地区		人口	世帯数	集落数	高齢化率
		448人	172世帯	16集落	46.8%
多様な主体の連携組織	波多コミュニティ協議会 (H10.4.18現行会則制定 ※S54～協議会活動あり。事務所:波多活性化センター(公民館)) ・委員構成 自治会、婦人会、老人会、保護者会、波多温泉など、各種団体の代表者 ・事務局 会長が選任し委嘱(公民館主事など3名) ・雲南市の地域自主組織の1つ				
地域マネージャー	<b>【H20】</b> 公募により決定(1名:1ターン者) <b>【H21～22】</b> 地域内の人材から選考(1名)				
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協議会内に課題整理や取組の検討、企画を行う「波多彩りプロジェクト(委員会)」を設置</li> <li>●地域資源・課題についてのワークショップ開催。日常生活・福祉に関するアンケート調査。</li> <li>●ワークショップやアンケートで浮かび上がった課題を分類し「生活」「交流」「産業」の柱を設定</li> <li>●「防災班」「交通班」「店班」を編成し、具体的取り組みを検討</li> <li>●各自治会の常会を廻り、具体的活動に向けた聞き取り調査、アンケートを実施</li> <li>&lt;防災班&gt;</li> <li>●危険箇所の点検、ハザードマップづくり、避難お知らせプレート配布、緊急持ちだしセット斡旋</li> <li>&lt;交通班&gt;</li> <li>●地域内送迎システム検討、試行開始。助け合い部会でのボランティアによる送迎方式</li> <li>&lt;店班&gt;</li> <li>●活性化センター内で日用品の販売試行開始</li> <li>&lt;ふれあいの里&gt;</li> <li>●地元住民による自立的な運営の可能性を模索するため、専任の地域コーディネーターを配置し、試行的な運営を実施</li> <li>&lt;地区計画の策定&gt;</li> <li>●これまでの取り組みの成果を踏まえ、今後5年間の波多地区地域活性化のための計画を策定中</li> <li>&lt;その他&gt;</li> <li>●自然体験合宿実施。地域内外から約20名の小学生が参加</li> </ul>				

## 各地域での取組状況 (④ 邑南町)

各公民館の範囲で、自治会を核とした連携組織の設立が目標

日和 (ひわ) 地区		人 口	世帯数	集落数	高齢化率
		503人	175世帯	10集落	40.0%
多様な主体の連携組織	日和未来開拓プロジェクト (H20.10.1設立) ・委員構成 自治会、班から選出 ・事務局 公民館内。地域マネージャー				
地域マネージャー	地域内の人材から選考 (H22年度は2名体制)				
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の3部会を設置し、検討・実施</li> <li>&lt;定住・生活部会&gt;</li> <li>● 高齢者サロンの設置とその支援 地区社協と設立した「ひだまりの家」への支援</li> <li>&lt;農業部会&gt;</li> <li>● 空き家・耕作放棄地の調査</li> <li>● 農業に関するアンケート、営農組織検討</li> <li>&lt;交流・観光部会&gt;</li> <li>● 地域内の看板調査と手作り看板設置検討</li> <li>● 都市農村交流の推進 ふれあい体験農園を活用し、交流を推進</li> <li>● 出身者会との連携 広島石見会との連携。共同イベント実施</li> </ul>				

市木 (いちぎ) 地区		人 口	世帯数	集落数	高齢化率
		521人	213世帯	9集落	43.2%
多様な主体の連携組織	安夢未 (あゆみ) プロジェクト (H20.8.5設立) ・委員構成 公民館、自治会、壮年層、青年層、民間事業者等から選出 ・事務局 公民館内。地域マネージャー				
地域マネージャー	H20-21は地域内の人材から選考 H22年度は公募により決定				
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の3部会を設置、検討・実施。</li> <li>&lt;データ部会&gt;</li> <li>● 農地一筆マップ、耕作放棄地解消計画へ</li> <li>● 市木の歴史を調査、カルタ作成・販売</li> <li>&lt;森林活用研究部会&gt;</li> <li>● 竹の有効活用のため竹炭を制作し販売</li> <li>● 森林セラピーの検討</li> <li>&lt;交流部会&gt;</li> <li>● 田舎ツーリズムによる都市農村交流の推進</li> <li>● 地域の盆踊りの企画</li> <li>&lt;その他&gt;</li> <li>● 高齢者の交流の場 (絵手紙サロン) 開催</li> <li>● 販路開拓・PRのための農産品の販売 広島の公民館祭りへの参加</li> </ul>				

阿須那（あすな）地区		人口	世帯数	集落数	高齢化率
		961人	428世帯	39集落	50.4%
多様な主体の連携組織	「YUTAか」プロジェクト企画調整委員会（H20.7.19設立） ・委員構成 自治会、青年会、社会福祉協議会、公民館等から選出 ・事務局 公民館、地域マネージャー				
地域マネージャー	地域内の人材から選考				
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の3部会を設置し、検討・実施</li> <li>&lt;産業部会&gt;&lt;食・生活部会&gt;</li> <li>● 酒米づくり、新銘柄酒の製造・販売 地元の酒蔵、農事組合法人と連携し、地酒を造る。地酒を活用した地域間交流の実施。広島への販路開拓</li> <li>● 田んぼオーナー制度の設立と田植え、収穫を通じた都市農村交流</li> <li>● 地域の食材資源を活用した特産品作り おからクッキー、餅作成と販売</li> <li>&lt;文化部会&gt;</li> <li>● 独居老人等の交流の場づくり 短歌の会「豊歌（ゆたか）」設立と活動。短歌集の制作</li> </ul>				

### 各地域での取組状況（⑤隠岐の島町）

地理的にも生活圏としても連携が可能な複数集落の範囲で、連携組織の設立が目標

布施（ふせ）・武良（むら）地区		人口	世帯数	集落数	高齢化率
		1,404人	667世帯	8集落	42.9%
多様な主体の連携組織	@歩夢<あっと！ふ〜む>（H20.7.9設立） ・役員構成 布施地区=自治会、加工グループ、若者グループなどの代表者 武良地区=自治会代表 ・事務局 地域マネージャー ・両地区にそれぞれ地区会議を設置し、各地区で検討・実施。 連携可能な活動については両地区が連携				
地域マネージャー	公募により決定（1名：地区外の若者） 選考により決定（1名：H22年度のみ）				
主な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高校生以上の全住民を対象とした住民アンケート調査を実施し、地域における課題、方向性を整理</li> <li>● 布施・武良間の連携を深めるため交流イベントを開催</li> <li>【布施】</li> <li>● 「産業振興部会」「日常生活部会」「地域おこし部会」を設置</li> <li>&lt;産業振興部会&gt;</li> <li>● 出身者へのふるさと小包便を実施</li> <li>&lt;日常生活部会&gt;</li> <li>● 布施飯美区において1ヶ月間（平成21年4月）買い物代行サービスを試行</li> <li>● 地域の防災施設、避難施設、独居高齢者等災害弱者を把握し、地区独自の防災マップ（GIS利用）を作成</li> <li>&lt;地域おこし部会&gt;</li> <li>● 観光マップを作成し、旅行者等との交流を促進</li> <li>【武良】</li> <li>● 地域医療をテーマについて住民座談会を開催</li> <li>● 薬の受け取り時間について、バス利用者優先枠の確保など町内薬局に依頼・調整</li> <li>● 健康増進の取り組みとして、ウォーキング講座の開催、ウォーキングマップを作成</li> <li>● 安心して地域で暮らすために必要な知識として、救急救命講座を開催</li> </ul>				

島根県  
中山間地域  
活性化計画

平成24年度(2012)～平成27年度(2015)